







## 17. 遠隔臨場の試行

- ① 受注者は、当初請負対象金額(設計金額)が税込7千万円未満の場合において、遠隔臨場の実施を希望する場合は、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施することができる。
- ② 受注者は、当初請負対象金額(設計金額)が税込7千万円以上の場合において、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施しなければならない。

## 18. 工事看板等

- ① 工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。
- ② 受注者は、本工事において使用する工事看板・パーカード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了後「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。
- ③ 受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター(A3)」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。
- ・区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事
  - ・当初請負金額が200万円未満の工事

## 19. 仮設トイレ

受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。

- ① 当初請負対象金額(設計金額)3千万円未満の工事  
原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。
- ② 当初請負対象金額(設計金額)3千万円以上の工事  
原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。
- 受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。
- (注)洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。
- (注)快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

## 20. 設計変更箇所確認

設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。

## 21. 工事検査及び技術検査

- ① 次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。

当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事
3千万円未満	一	1回
3千万円以上5千万円未満	一	2回
5千万円以上1億円未満	1回	2回
1億円以上	2回	3回

(注)低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。

(注)一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。

- ② 中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、締結後速やかに監督員と協議すること。

③ 中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。

④ 基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間を実施する。

- ⑤ 外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に關係なく、中間検査の実施にて監督員と協議すること。

## 22. 完成図等

- ① 電子納品 対象  
② 受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」と)  
③ 提出書類  
  - ・竣工図(製本3部、電子データ2部)(サイズ:監督員の指示による)
  - ・工事写真(電子データ2部)
  - ・使用材料一覧表(竣工図表紙裏面に貼付、電子データ2部)
  - ・保全に関する資料
  - ・その他監督員が指示する図書(必要部数)
- ④ しゅん工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。しゅん工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及リジタル形式をCD-R等に
- ⑤ 工事写真的電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部出来形が写真で的確に確認できること。
- ⑥ 工事写真的撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。

区分	サイズ
着手前	カラー、手札版又はサービスサイズ
施工中	カラー、手札版又はサービスサイズ
完成写真	カラー、手札版又はサービスサイズ

- ⑦ 工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。

- ⑧ 既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映せること。

## 23. デジタル工事写真的小黒板情報電子化

- ① 受注者は、デジタル工事写真的小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真的小黒板情報電子化対象工事(以下「対象工事」と)とすることができる。
- ② 対象工事は、徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真的小黒板情報電子化の運用について(県土整備部)」に記載された全ての内容を適用することとする。

## 24. 火災保険

本工事の着手に際し、火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものも含む。)を請負額に応じて付保する。(標準請負契約約款 第55条)

- ① 対象物  
工事目的物及び工事材料(支給材料を含む)について付保する。
- ② 保険外工事  
次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。  
  - ・杭及び基礎工事
  - ・コンクリート躯体工事
  - ・屋外付帯工事
  - ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)
- ③ 付保する時期及び金額  
鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。
- ④ 保険終期  
工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。
- ⑤ その他  
  - ・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。
  - ・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。

## 25. 公共事業労務費調査

- ① 当初請負対象金額(設計金額)が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力をを行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- ② 調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- ③ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
- ④ 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む)が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

## 26. 暴力団からの不当要求又は工事妨害の排除

- ① 受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合(②に規定する場合は、下請負人から報告があったとき)には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。
- ② 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告すること義務付けなければならない。
- ③ 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。
- ④ 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」(以下「約款」という。)第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。
- ⑤ 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- ⑥ 受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。





## 6章 環境配慮(グリーン)改修工事

### I アスベスト含有建材の処理工事

- 一般事項
  - 関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。
  - 石綿ばく露防止対策等の実施内容を改標仕9.1.2(6)により見やすい場所に掲示すること。
  - アスベスト粉塵濃度測定を行う。行わない。

・濃度測定は「JIS K 3850-1 空気中の纖維状粒子測定方法 第1部 光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。  
 ・測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。  
 ・報告書を( )部作成し監督員に提出すること。  
 ・測定場所及び箇所は図示による。測定時期( )

- 施工計画
  - 工事着手前に施工計画書(関係法令の作業計画内容を含む)を監督員に提出し、承諾を受けること。
  - アスベスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅延なく行うこと。
- アスベスト含有吹付け材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出する。

### 2. アスベスト含有成形板の除去

- 養生等
  - 建築物内部で除去作業を行う場合は、建具等を全て閉じた状態で行う。閉じることの出来ない開口部の養生方法及び解体用仮設の仕様は下記による。

内部足場 種類: 脚立足場  
 仕様: 枚布  
 D= cm  
 養生種別: プラスチックシート養生

- 工法
  - 除去は、アスベストを含まない内装材及び外部建具の撤去にさきがけて行うこと。
  - 除去は、破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし、原形のまま、「手はらし」とする。建築物外部の成形板を除去する場合も同様とする。  
 なお、やむを得ず切断、破碎等をしなければならない場合は、監督員と協議のうえ、常時湿潤化した状態で作業を行う。  
 ただし、アスベストを含有するかい酸カルシウム板第一種は、養生シート等で作業場所の隔離(負圧不要)を行なう。  
 建物から取り外した廃材を湿潤化のうえ、原形のまま保管・運搬できるよう十分な大きさのフレキシブルコンテナバッグや車両を用意すること。

### ③ 除去箇所一覧表

階数	室 名	箇所	建 材 種 別	面 積	調査方法
1階	男女トイレ	天井	ケイカル板厚5	20.2m <sup>2</sup>	みなし
2階	男女トイレ	天井	ケイカル板厚5	19.1m <sup>2</sup>	みなし
1階	男女トイレ	床	ビニル床シート	7.2m <sup>2</sup>	みなし
2階	男女トイレ	床	ビニル床シート	7.3m <sup>2</sup>	みなし

④ 除去が完了したときは、アスベスト等に関する知識を有する者が除去を完了したことを確認し、監督員に報告すること。

### ⑤ 施工記録等

- 施工記録報告書及び特定粉じん排出等作業完了報告書を作成し、監督員に提出すること。
- 作業計画による作業の記録は、3年間保存すること。

## 7章 コンクリート工事

### 1. 一般事項

- コンクリートの種別
  - I類(JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート)
  - II類(JIS A 5308への適合したコンクリート)

### ② 設計基準強度

コンクリートの種類	設計基準強度 F <sub>c</sub> (N/mm <sup>2</sup> )	調合管理強度 F <sub>n</sub> (N/mm <sup>2</sup> )	スランプ(cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量(t/m <sup>3</sup> )	適用箇所
普通コンクリート	21	21+S	18	有	1	2.3	CB壁撤去埋め

③ 構造体コンクリートの調合管理強度は、設計基準強度(F<sub>c</sub>)に構造体強度補正値(S)を加えた値とする。

なお、構造体強度補正値(S)は標仕表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢28日までの予想平均気温に応じて定める。

④ コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。

・第4週強度確認  
 原則、第3者機関にて、主任技術者又は現場代理人立会いの上、行うこと。ただし、第3者機関以外で行う場合は、立ち会い者を定め、監督員の承認を受け、行うこととする。  
 なお、試験機関を選定した際には、すみやかに監督員に報告すること。

### 2. 普通コンクリート

- セメントの種類は、( 普通ポルトランドセメント )・混合セメントA種・高炉セメントB種・フライアッシュセメントB種 )とする。
  - 高炉セメントB種適用箇所 )
  - フライアッシュセメントB種適用箇所 )
- 骨材は、標仕6.3.1(2)による。
  - 細骨材としてフェロニッケルスラグ使用( できる )・( できない )。
  - 細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04%以下とする。
  - コンクリート中の塩化物量は、0.3kg/m<sup>3</sup>以下とし、試験方法は標仕6.5.4による。
  - 試練りは( 行う )・( 行わない )。
  - 所要空気量は4.5%±1.5%とする。
- 受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。
  - コンクリート中のアルカリ総量の抑制  
 アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m<sup>3</sup>に含まれるアルカリ総量をNa<sub>2</sub>O(エヌエーツーオー)換算で3.0kg以下にする。
  - 抑制効果のある混合セメント等の使用  
 JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント[B種またはC種]あるいはJIS R 5213フライアッシュセメント[B種またはC種]もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。
  - 安全と認められる骨材の使用  
 骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法またはモルタルバー法)の結果で無害と確認された骨材を使用する。  
 試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書6「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)」による。
- 混和材料を使用する場合の種類は標仕6.3.1(4)によることとし、監督員の承諾を受けること。

### 3. 型枠

- 型枠は、( 県産木製型枠 )・( 合板 )・( 金属製 )・( 樹脂系 )・( 打込み型枠 )・( ブロック )とする。

型枠の種別	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所
県産木製型枠	一	なし			
標仕6.8.2(2)(ア)	A種	あり			
標仕6.8.2(2)(イ)	B種	なし			
標仕6.8.2(2)(イ)	C種	なし			
標仕6.8.2(2)(イ)	普通型枠	なし	ラワン	12	床コンクリート

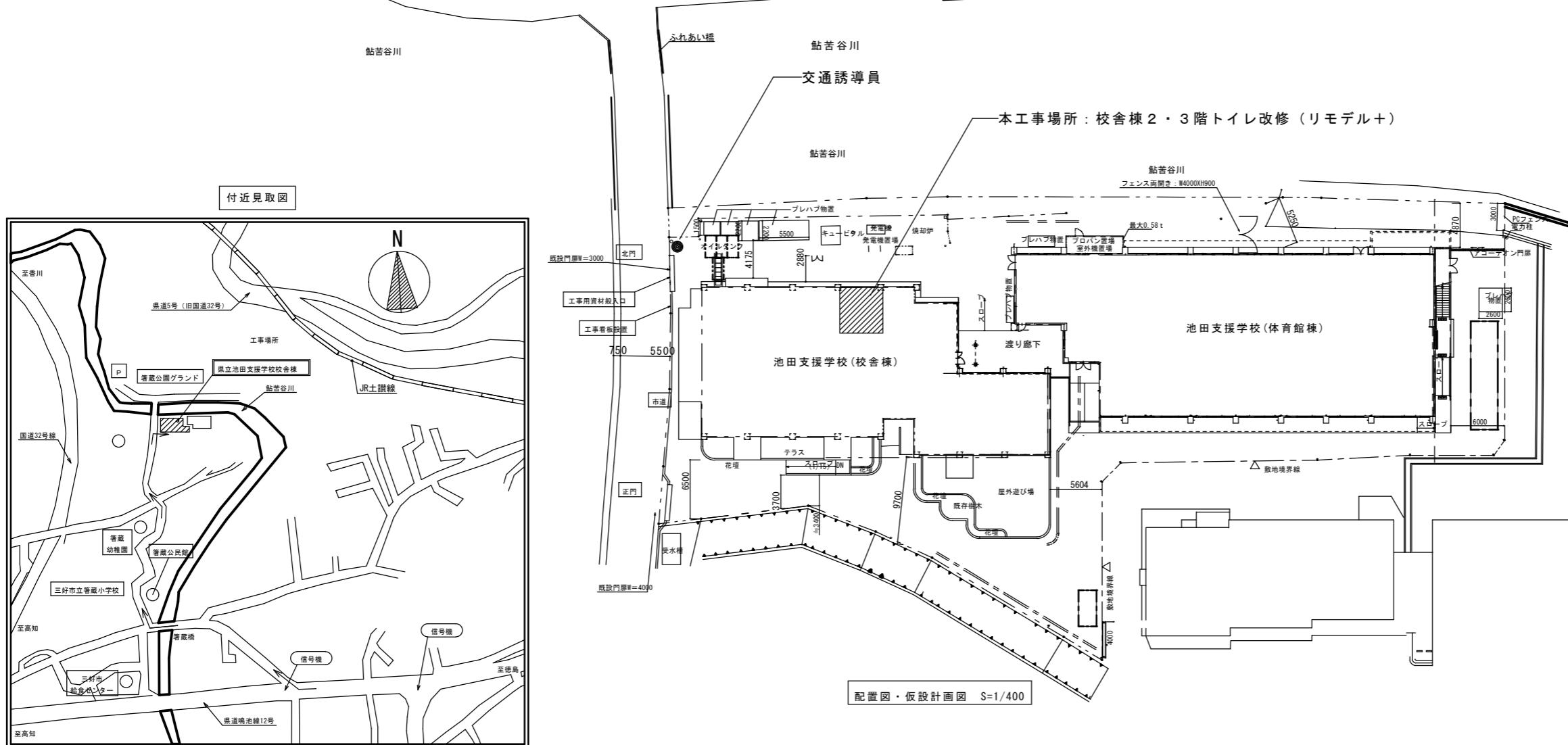
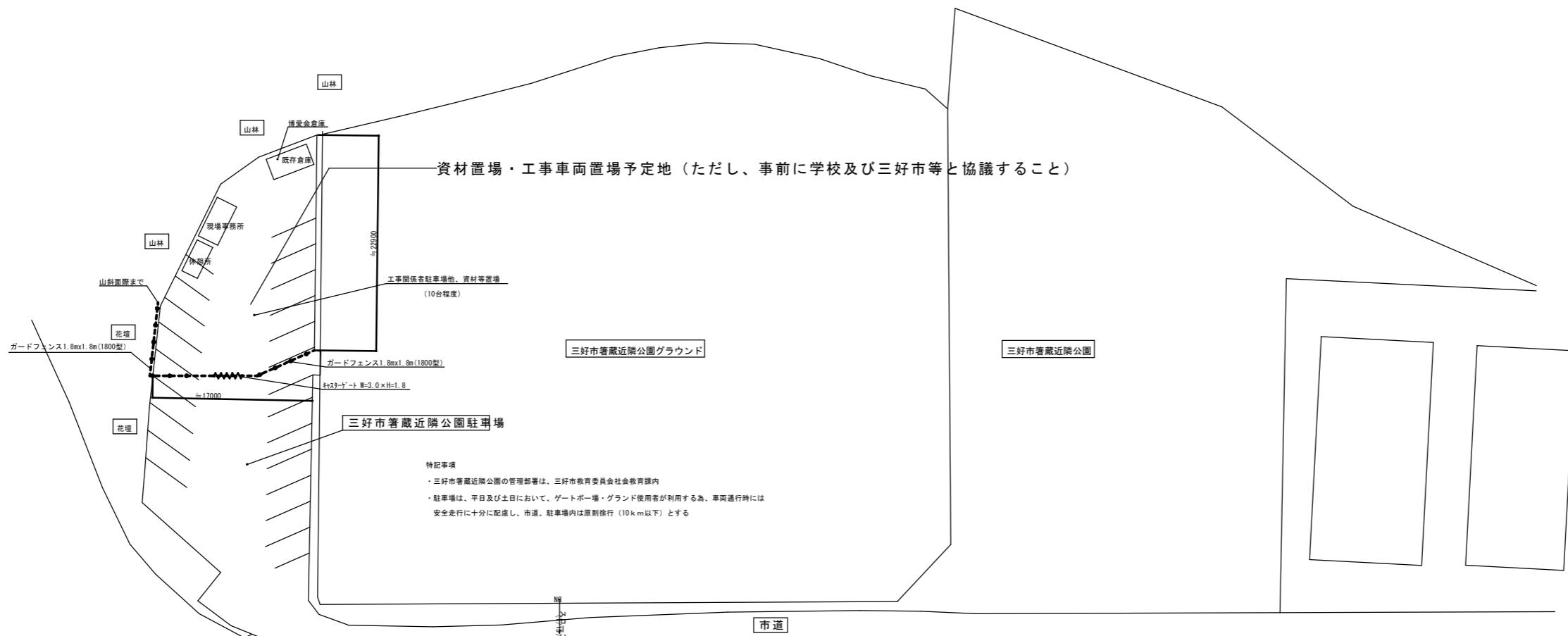
- スリープの材種( )

③ 打ち放し仕上げの打ち増し厚さ( )mmとし、打ち増しの範囲は図示による。

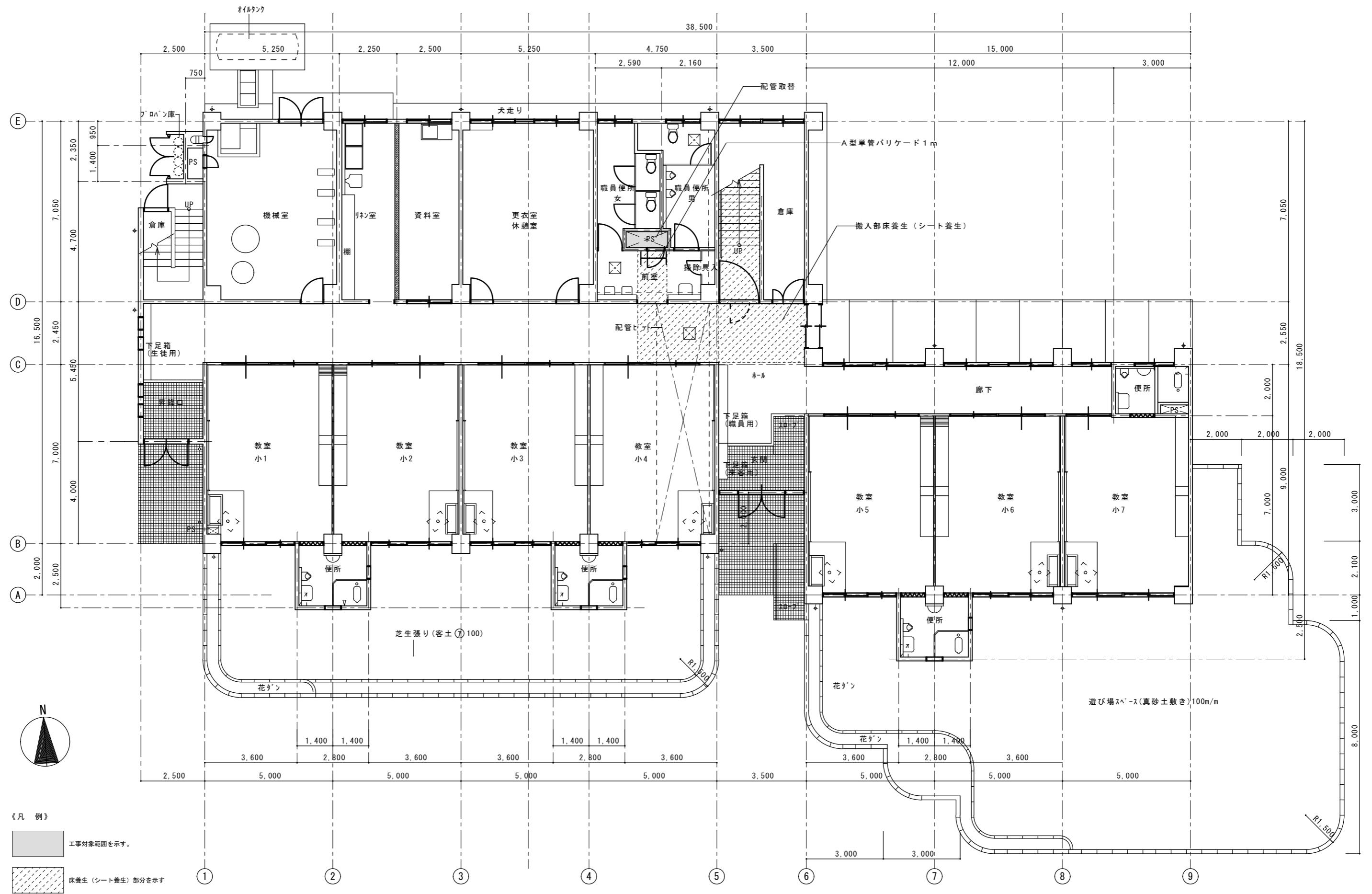
④ 打ち放し仕上げのコーンは原則、Pコンと/or。また脱型後の穴埋めは、樹脂モルタルにより打ち放し面より2mm程度、引める。

## 工事区分表(参考)

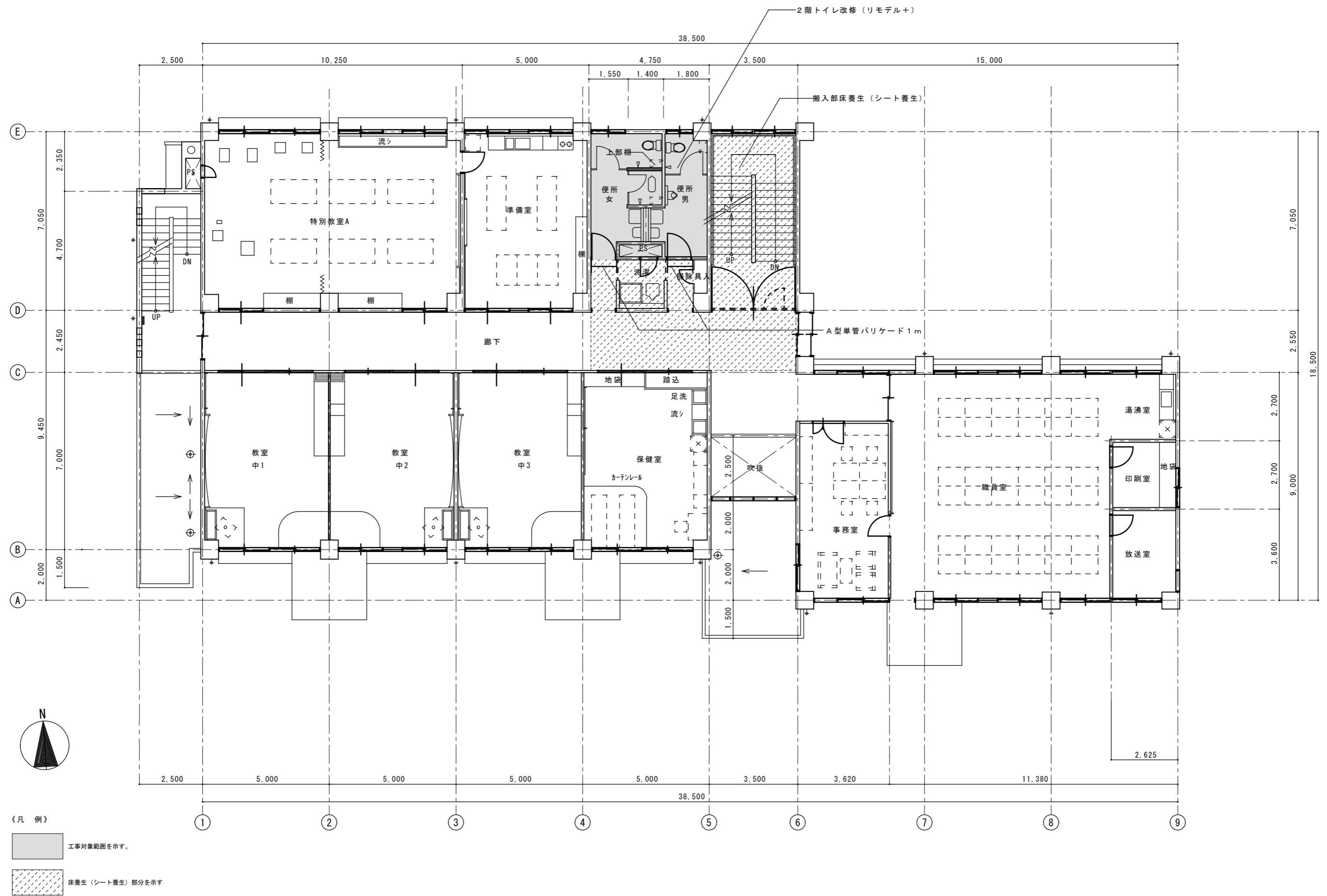
項目	内容	建築	電気	空調	管	外構	EV	別途	該当なし	備考
		○	○	○	○	○	○			
RC造・RC部の梁・壁・床の貫通孔・開口部	貫通孔のスリーブ材及び取付け	○	○	○	○	○	○			
S・SRC造のS・SRC梁の貫通孔その他躯体に準ずるもの	補強を要する開口部の型枠材及び取付け	○								
	貫通孔・開口部の補強	○								
	補強を要しない開口部の型枠材及び取付け	○	○	○	○	○	○			
	スリーブ・型枠の穴埋め	○	○	○	○	○	○	防火区画、防煙区画		
	使用されたスリーブの穴埋め	○	○	○	○	○	○	防火区画、防煙区画		
	予備スリーブの穴埋め	○	○	○	○	○	○	防火区画、防煙区画		
	地中梁の連通管・通気管・人通孔・補強	○								
便所	洗面カウンター（既製品以外）	○								
	洗面カウンター（既製品）			○						
	鏡（W600×H900まで）	○		○				多機能トイレの鏡はP		
	鏡（W600×H900を越えるもの）	○								
	衛生陶器及び水栓類	○	○					洗面カウンター部はA		
	ペーパーホルダー		○							
	オストメイト用の汚物流し等		○							
	大人が使用出来る大型ベッド	○								
	乳幼児用ベッド・イス	○						衛生器具ユニット及びトイレバックの場合はP		
	フィッティングボード			○				衛生器具ユニット及びトイレバックの場合はP		
	身障用手すり、背もたれ（補強とも）	○						衛生器具ユニット及びトイレバックの場合はP		
	手洗い（教室以外）		○					衛生器具表による		
雑排水、汚水排水 電力・通信ハンドホール	衛生機器より排水管への管接続			○						



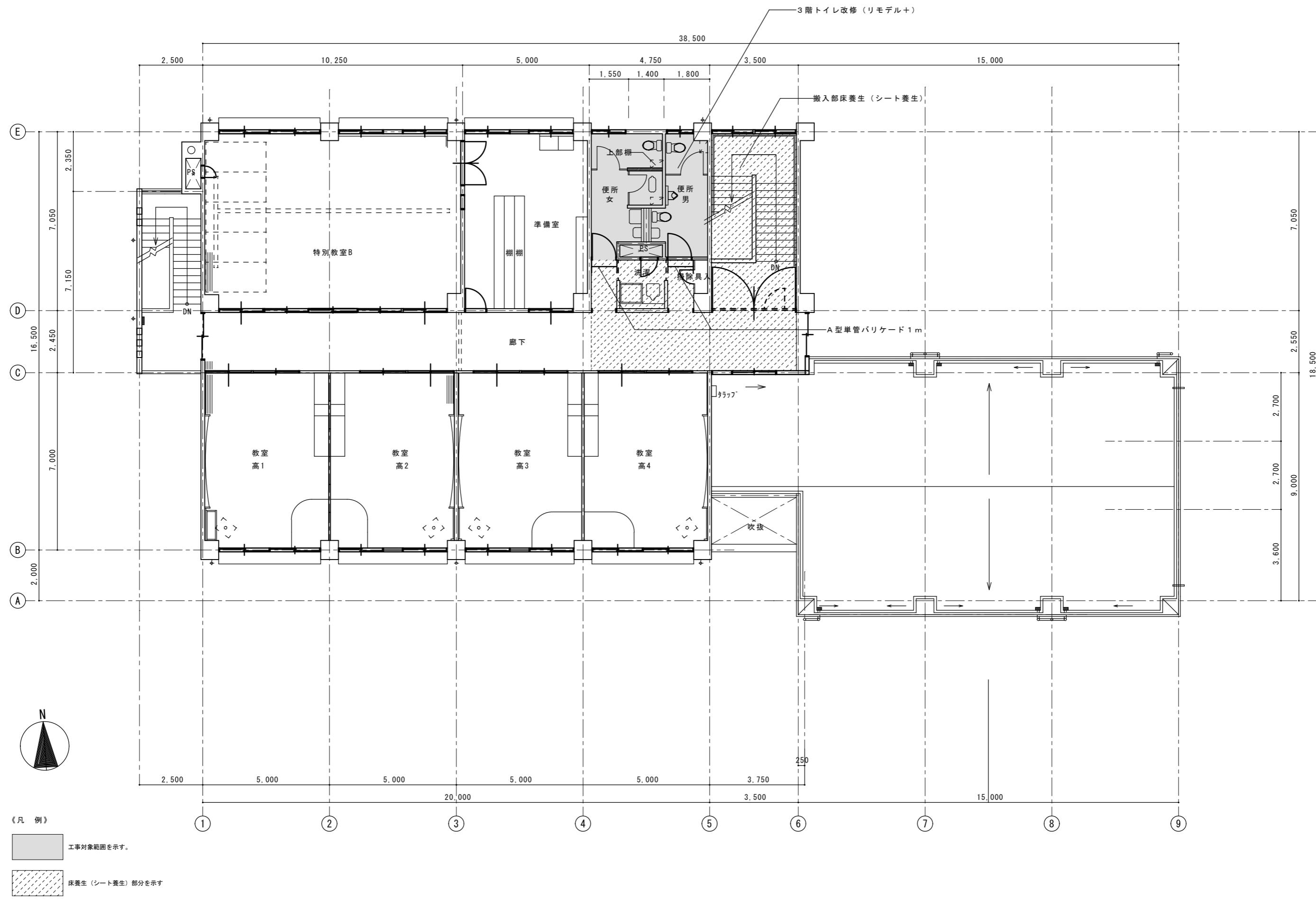
徳島県県土整備部營繕課 設計 R7.3	工事名 R7 営繕 池田支援学校 三・池田 トイレ改修工事 竣工	図面番号 A-01 図面名 付近見取図 配置図 仮設計画図(参考) 支障物件確認図	縮尺 1/400
<b>工藤 誠一郎 建築地域研究所</b> SEIICHIRO KUDO ARCHITECT & ASSOCIATES 〒770-0031 徳島市南佐古一番町4-14 TEL 088-625-6346 FAX 088-656-2206 工藤誠一郎 一級建築士 登録第147684号 工藤誠一郎			



徳島県県土整備部営繕課	工事名 R7 営繕 池田支援学校 三・池田 トイレ改修工事	図面番号 A-02	工藤誠一郎建築地域研究所 SEIICHIRO KUDO ARCHITECT & ASSOCIATES
設計 R7.3	竣工 図面名 校舎棟 1階平面図	縮尺 1/100	〒770-0031 徳島市南佐古一番町4-14 TEL 088-625-6346 FAX 088-656-2206 工藤誠一郎 一級建築士 登録147684号 工藤誠一郎



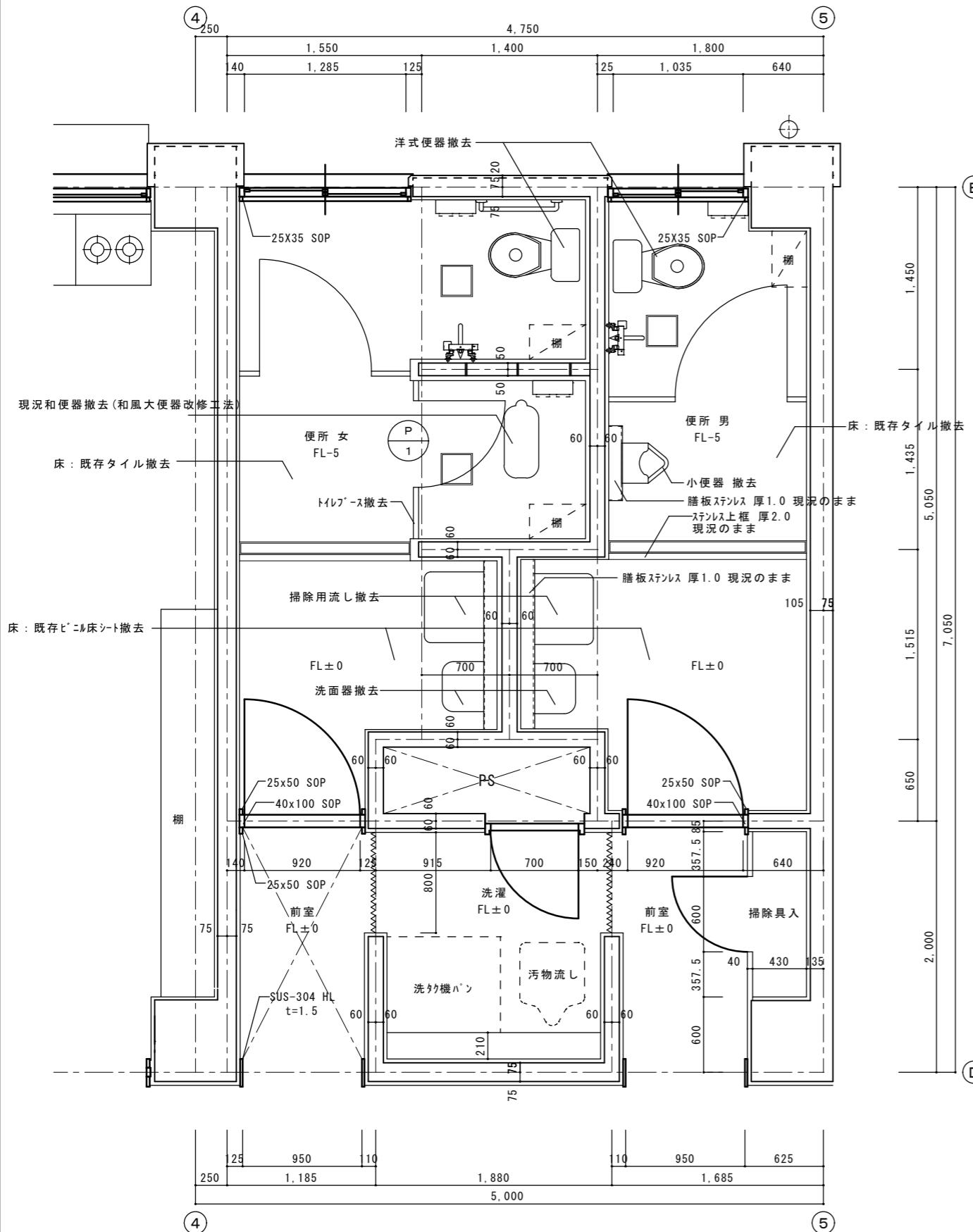
徳島県県土整備部営繕課 設計 R7.3	工事名 R7 営繕 池田支援学校 三・池田 トイレ改修工事	図面番号 A-03	工藤誠一郎建築地域研究所 SEIICHIRO KUDO ARCHITECT & ASSOCIATES 〒770-0031 徳島市南佐古一番町4-14 TEL 088-625-6346 FAX 088-656-2206 工藤誠一郎 一級建築士 登録147684号 工藤誠一郎
竣工	図面名 校舎棟 2階平面図	縮尺 1/100	



徳島県県土整備部営繕課	工事名	R7 営繕 池田支援学校 三・池田 トイレ改修工事	図面番号	A-04
設計 R7.3	竣工	図面名	縮尺	1/100

〒770-0031 徳島市南佐古一番町4-14 TEL 088-625-6346 FAX 088-656-2206 工藤誠一郎  
-級建築士 登録147684号 工藤誠一郎

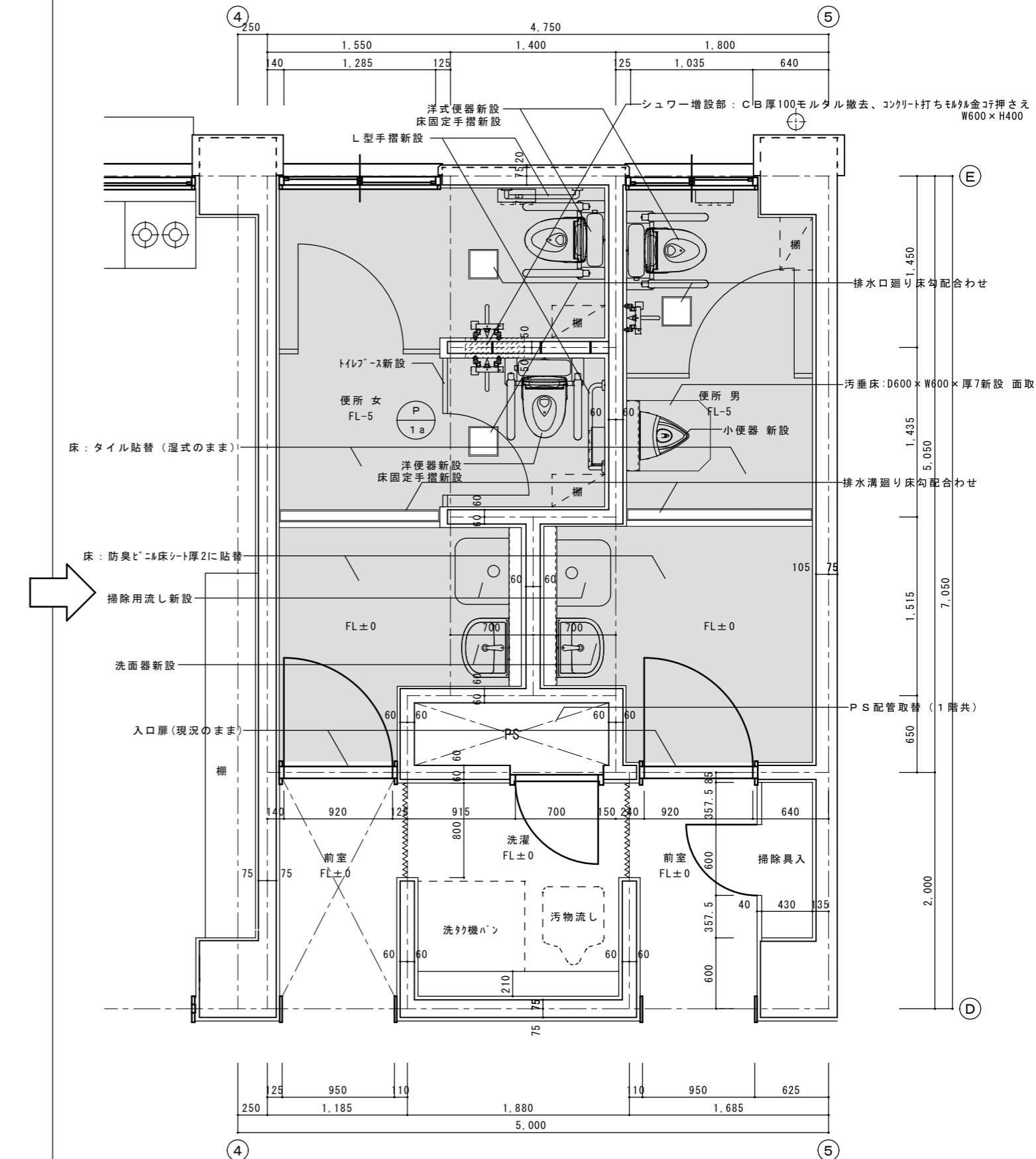
改修前 校舎棟 2階平面詳細図 1 / 30



《凡例》

△ : カッタ一切 を示す。

改修後 校舎棟 2階平面詳細図 1 / 30



《凡例》

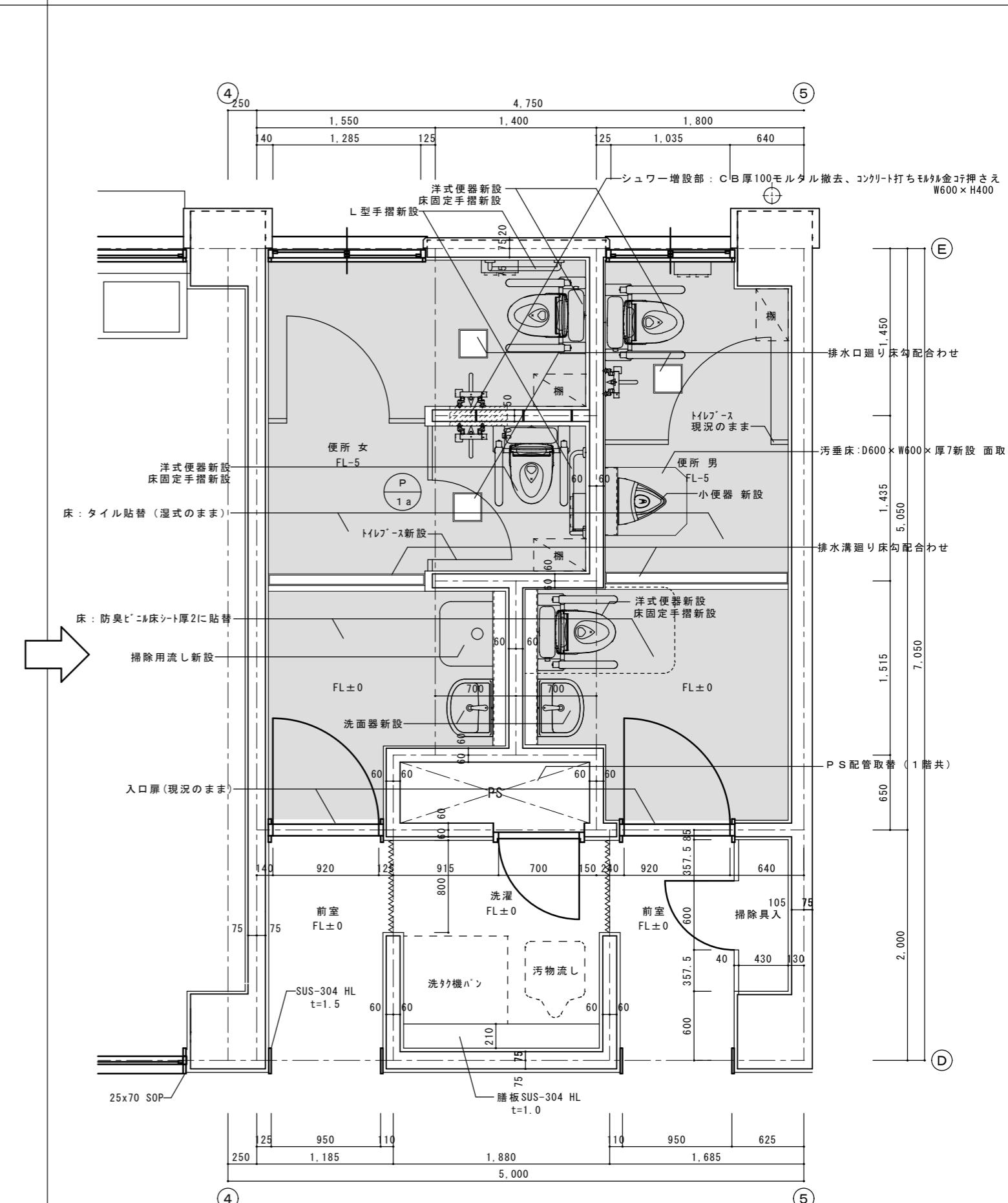
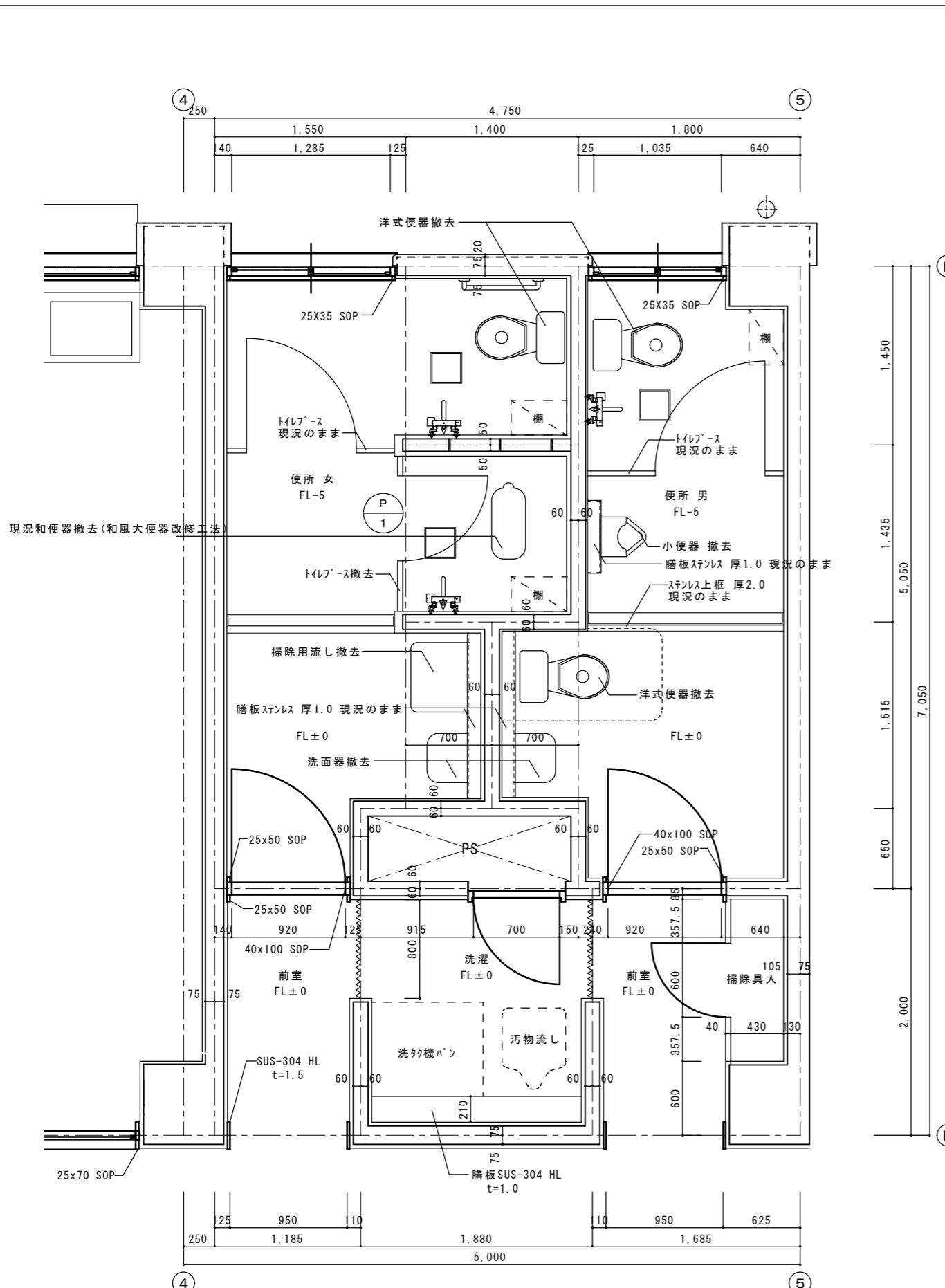
△ : 床 貼替範囲 を示す。

徳島県県土整備部営繕課	工事名 R7 営繕 池田支援学校 三・池田 トイレ改修工事	図面番号 A-05
設計 R7.3	竣工 図面名 校舎棟 2階平面詳細図	縮尺 1/30

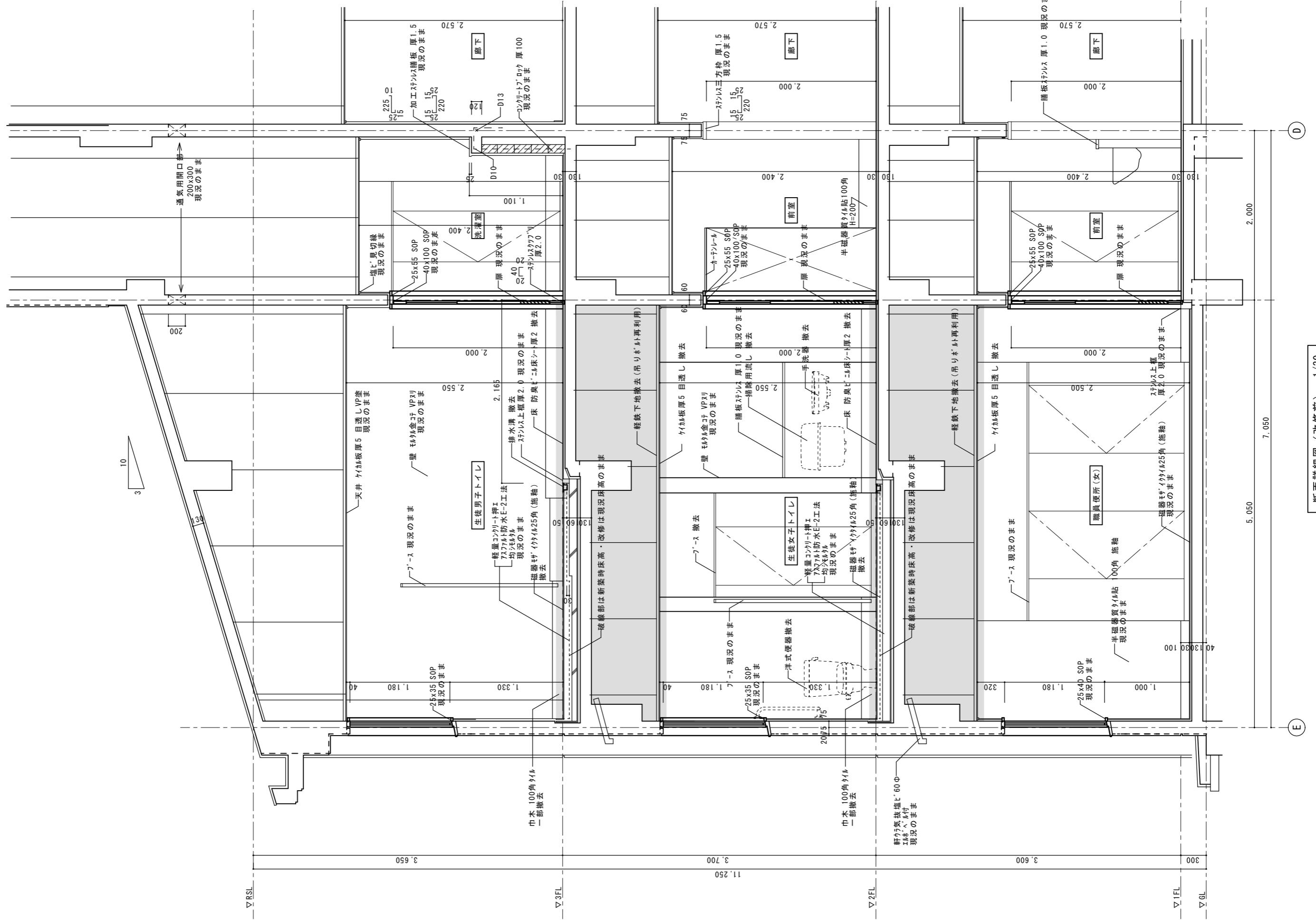
工藤誠一郎建築地域研究所 SEIICHIRO KUDO ARCHITECT & ASSOCIATES
〒770-0031 徳島市南佐古一番町4-14 TEL 088-625-6346 FAX 088-656-2206 工藤誠一郎 一級建築士 登録147684号 工藤誠一郎

改修前 校舎棟 3階平面詳細図 1 / 30

改修後 校舎棟 3階平面詳細図 1 / 30

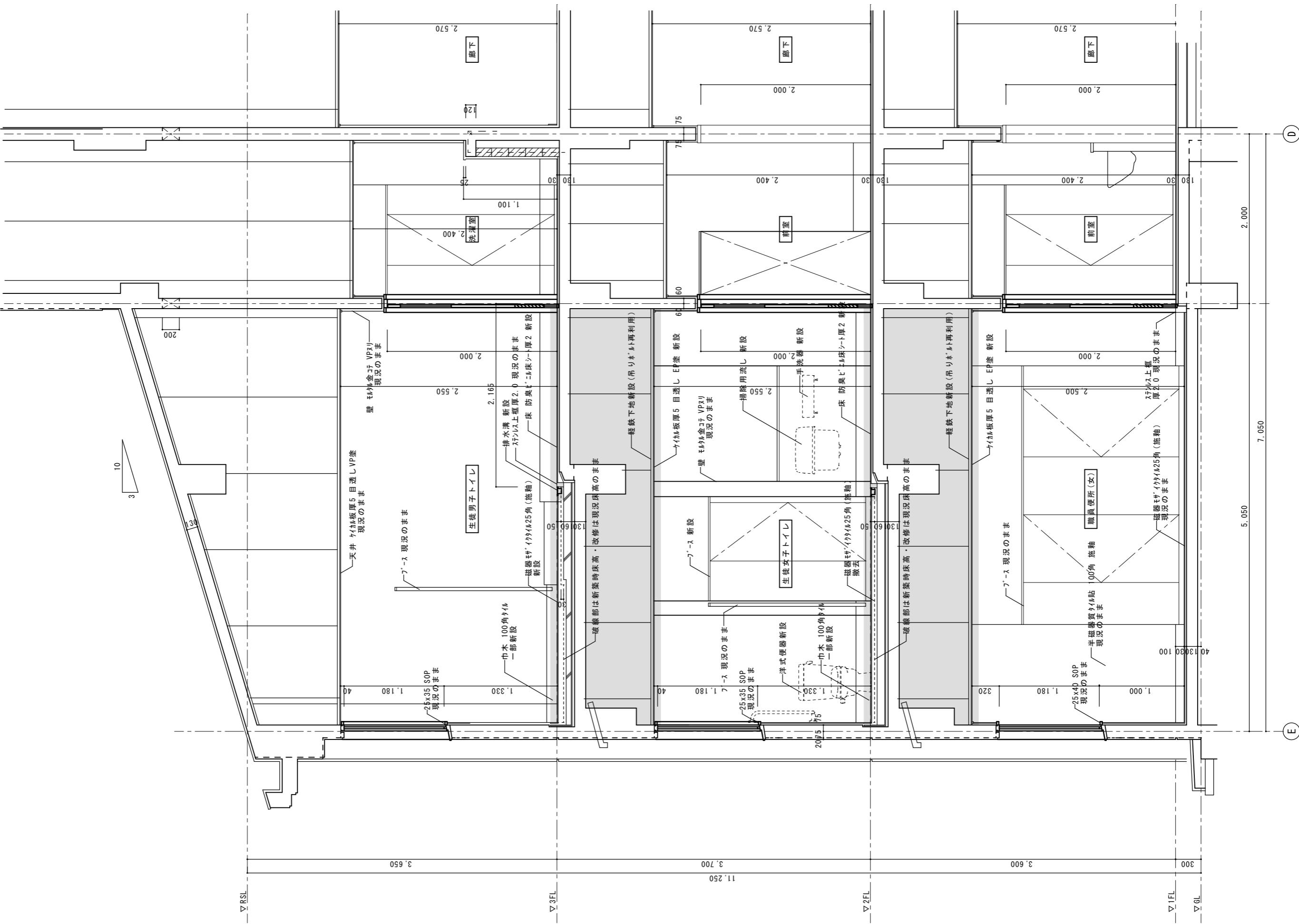


徳島県県土整備部営繕課	工事名 R7営繕 池田支援学校三・池田 トイレ改修工事	図面番号 A-06	工藤誠一郎建築地域研究所 SEIICHIRO KUDO ARCHITECT & ASSOCIATES 〒770-0031 徳島市南佐古一番町4-14 TEL 088-625-6346 FAX 088-656-2206 工藤誠一郎 一級建築士登録147684号 工藤誠一郎
設計 R7.3	竣工	図面名 校舎棟 3階平面詳細図	
縮尺 1/30			



断面詳細図（改修前） 1/30

工事名	図面番号	工藤誠一郎建築地域研究所
R7 附繕 池田支援学校 三・池田 トイレ改修工事	A-07	SEIICHIRO KUDO ARCHITECT & ASSOCIATES
徳島県県土整備部営繕課 設計 R7.3 執工	図面名	〒770-0031 徳島市南佐古一番町4-14 TEL 088-625-6346 FAX 088-656-2206 工藤誠一郎
断面詳細図（改修前）	総尺	-級建築士登録147684号 工藤誠一郎
	1/30	



断面詳細図（改修後） 1/30

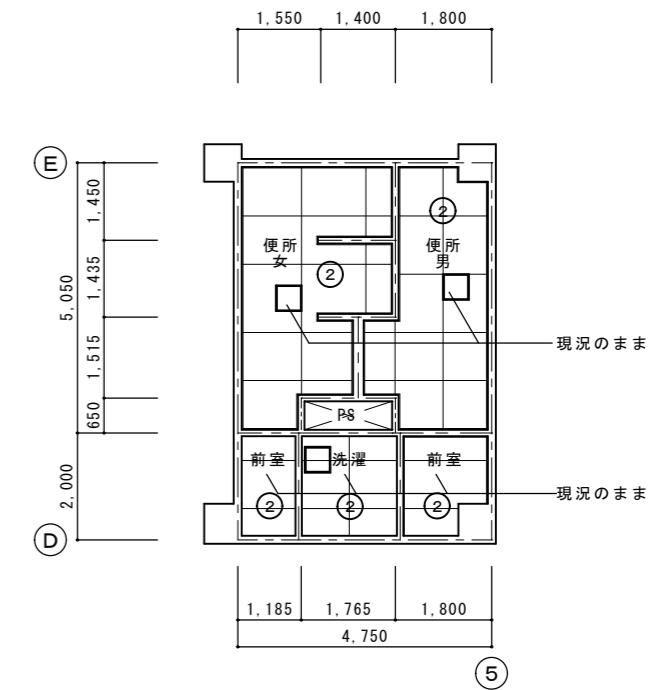
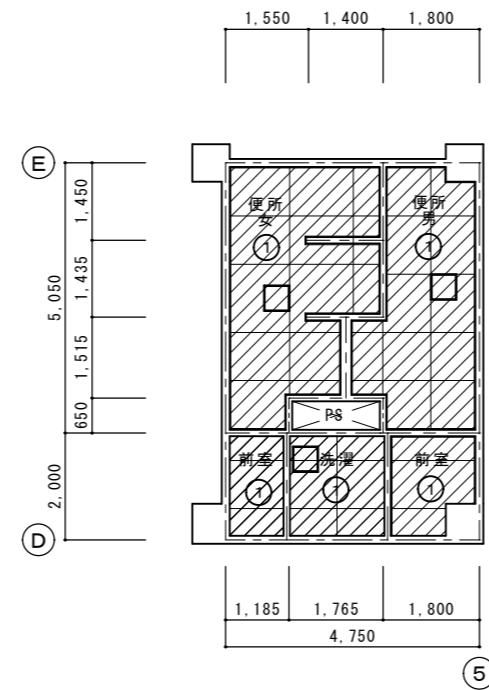
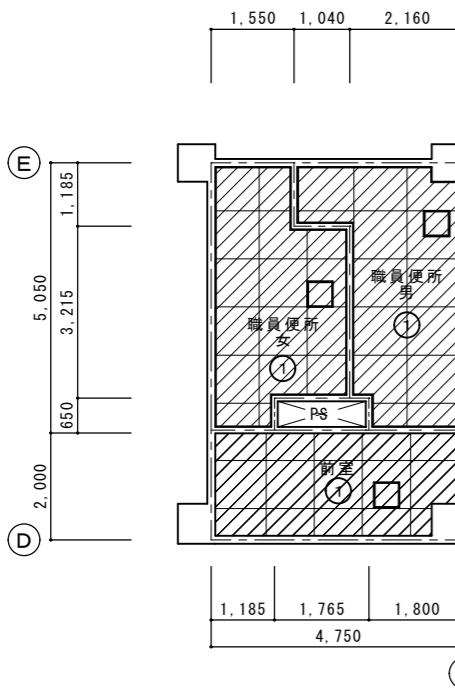
工事名	R 7 営繕 池田支援学校 三・池田 トイレ改修工事	図面番号	A-08
徳島県県土整備部営繕課 設計 R7.3	竣工	図面名	断面詳細図（改修後）
		縮尺	1/30

工藤 誠一郎 建築地域研究所  
SEIICHIRO KUDO ARCHITECT & ASSOCIATES  
〒770-0031 徳島市南佐古一番町4-14 TEL 088-625-6346 FAX 088-656-2206 工藤誠一郎  
一級建築士登録147684号 工藤誠一郎

改修前 1階天井伏図 1/100

改修前 2階天井伏図 1/100

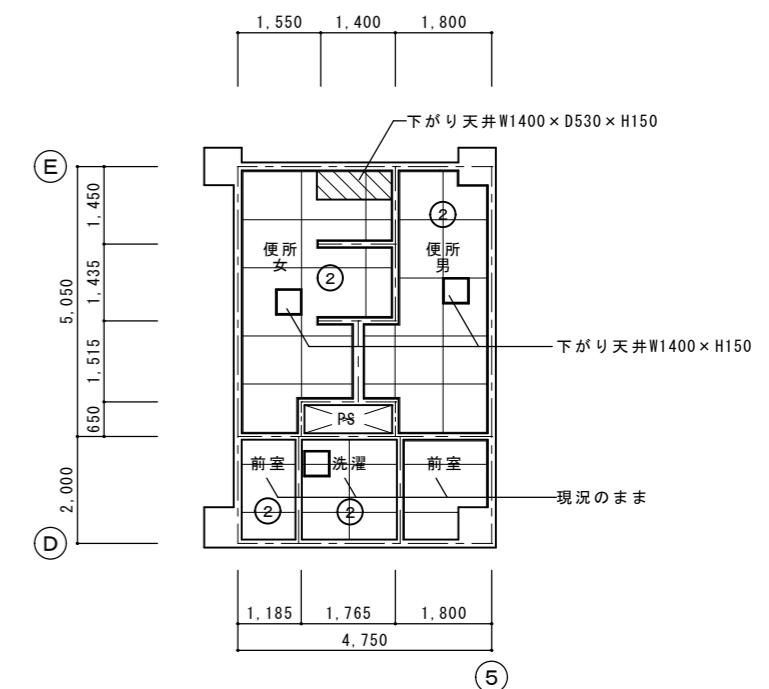
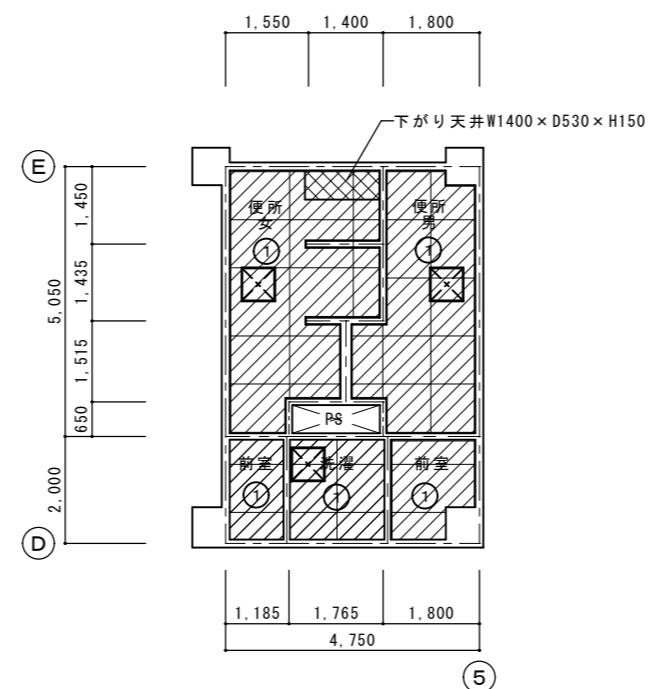
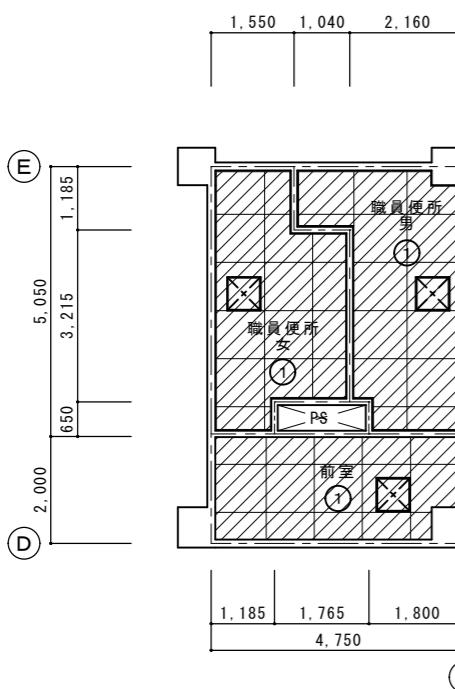
改修前 3階天井伏図 1/100



改修後 1階天井伏図 1/100

改修後 2階天井伏図 1/100

改修後 3階天井伏図 1/100



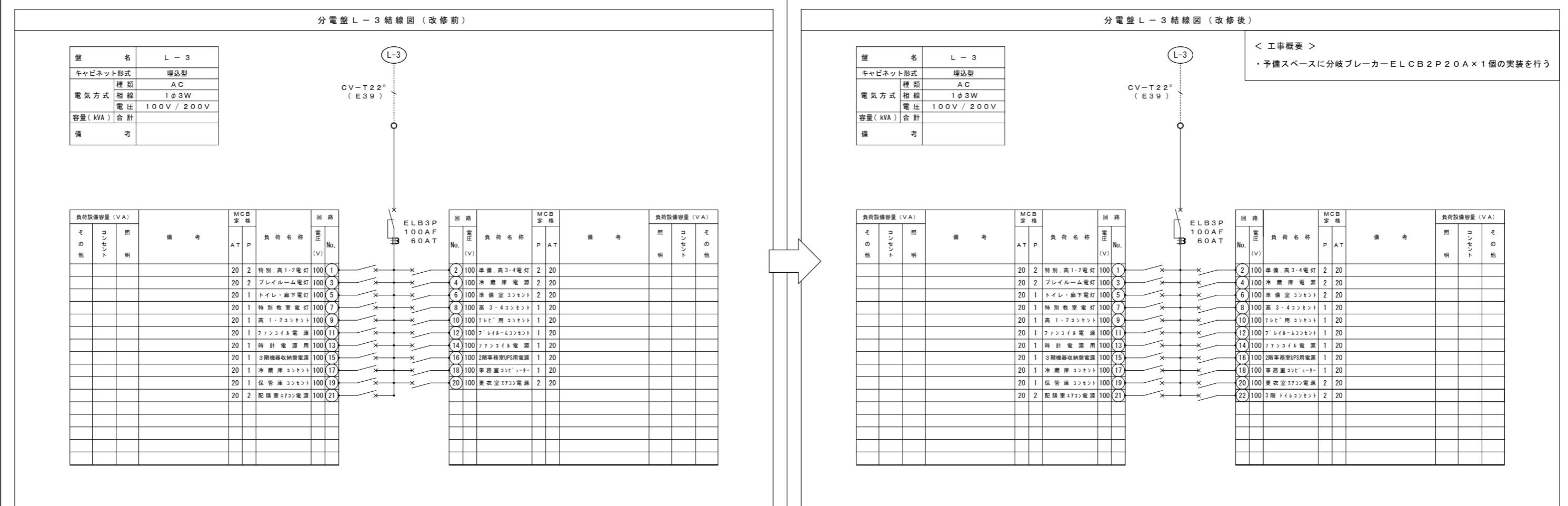
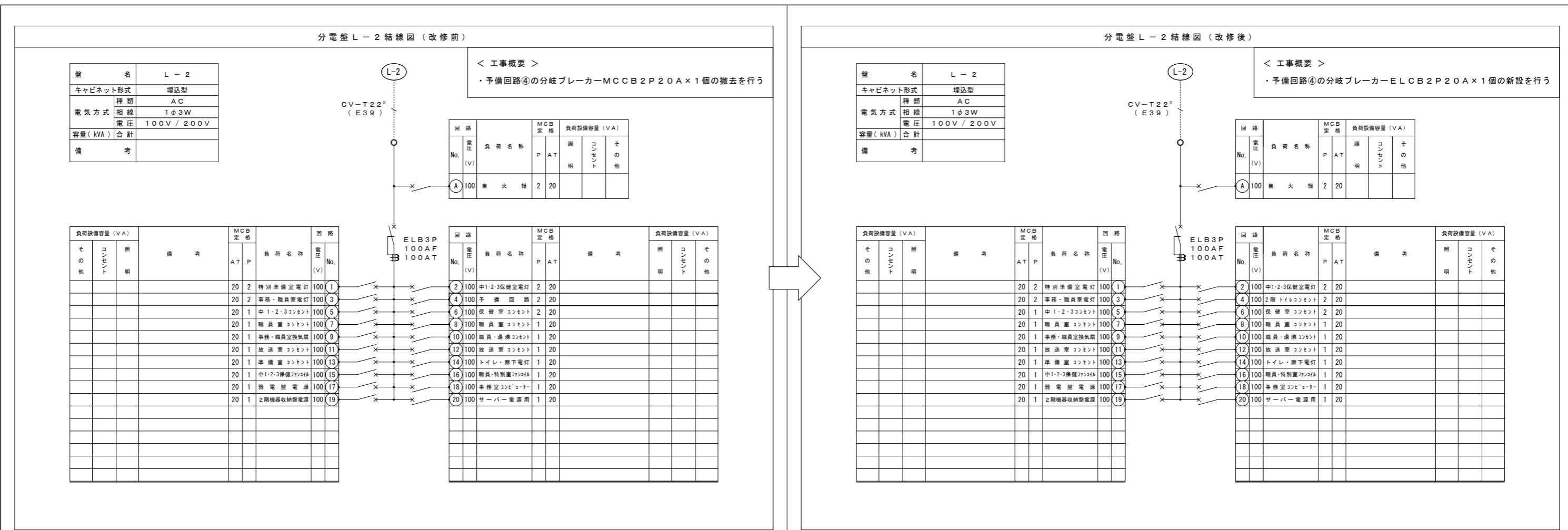
	天井仕上表
①	ケイカル板厚5目透し撤去 軽鉄下地現況のまま
②	ケイカル板厚5目透し現況のまま
	天井点検口450×450撤去(4ヵ所)

建具 記号	建具名称	個数	P 1 トイレブース	2	P 1 a トイレブース	2	
姿 図	改修前 	撤去	改修後 	新設			
使 用 場 所	教室棟 2・3階便所(女)		教室棟 2・3階便所(女)				
材 質 仕 上	ポリ合板フラッシュ		高圧パネル化粧合板フランジ 耐水性心材				
見 込	40		40				
硝 子	—		—				
付 属 金 物	カーリーラッチ、ビンズ、戸当り		中心吊型カーリーラッチ、表示錶、戸当り				
枠 ・ 資 機	金属笠木、ステンレス脚金物		7mm笠木、7mmアルミフレーム、ステンレス脚金物、端部取付金物				
備 考	—		外開き解錠機能付				

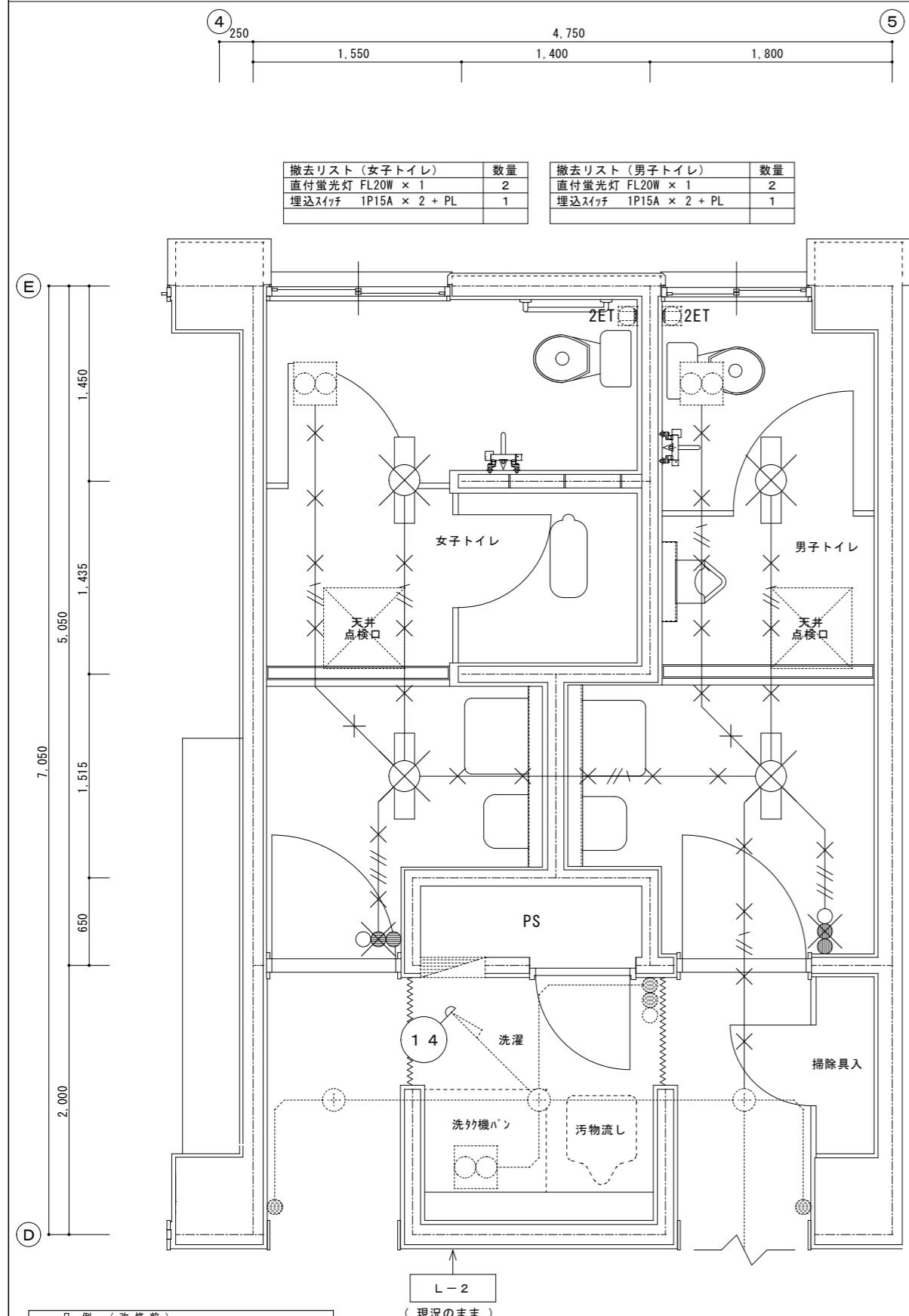
## 内部仕上表

室 名	内 装 制 限	床			巾 木			壁			天 井			備 考
		下地	仕 上	高	下地	仕 上	高	下地	仕 上	高	塗 装	塗 装	高	
1階 校舎棟員便所 女子・男子便所		R C	現況のまま		R C	現況のまま		L G S	(改修前) ケイカル板厚5 目透し 撤去		塗装	2500		
								L G S	(改修後) ケイカル板厚5 目透し EP塗 新設		現況のまま			
									軽鉄下地撤去新設(吊り下げ再利用)					
2階 校舎棟便所 踏込 女子・男子便所		R C	(改修前) 防臭ピューム床シート厚2 撤去	(改修前) 100角形タイル貼 一部撤去	—	R C	(改修前) モクル金ゴム VP刈	L G S	(改修前) ケイカル板厚5 目透し 撤去		塗装	2550	洗面器撤去新設、掃除用流し撤去新設	
		R C	(改修後) 防臭ピューム床シート厚2 新設	(改修後) 100角形タイル貼 一部新設	—	R C	(腰壁) モクル金ゴム VP刈	L G S	(改修後) ケイカル板厚5 目透し EP塗 新設		現況のまま			
						R C	(改修後) 現況のまま		軽鉄下地撤去新設(吊り下げ再利用)					
		R C	(改修前) 50角磁器質モザイクタイル 撤去	(改修前) 100角形タイル貼 一部撤去	—	R C	(改修前) モクル金ゴム VP刈	L G S	(改修前) ケイカル板厚5 目透し 撤去		塗装	2550	トイレブース撤去新設	
		R C	(改修後) 抗菌50角磁器質モザイクタイル 新設	(改修後) 100角形タイル貼 一部新設	—	R C	(腰壁) モクル金ゴム VP刈	L G S	(改修後) ケイカル板厚5 目透し EP塗 新設		現況のまま		便器撤去新設、シャワーカーテン撤去新設	
						R C	(改修後) 現況のまま		軽鉄下地撤去新設(吊り下げ再利用)				汚垂石新設(男子便所)	
		R C	(改修後) 現況のまま			R C	(腰壁) 現況のまま		(一部下がり天井) ケイカル板厚5 目透し EP塗 新設					
3階 校舎棟便所 踏込 女子・男子便所		R C	(改修前) 防臭ピューム床シート厚2 撤去	(改修前) 100角形タイル貼 一部撤去	—	R C	(改修前) モクル金ゴム VP刈	L G S	(改修前) ケイカル板厚5 目透し VP塗		塗装	2550	洗面器撤去新設、掃除用流し撤去新設	
		R C	(改修後) 防臭ピューム床シート厚2 新設	(改修後) 100角形タイル貼 一部新設	—	R C	(腰壁) モクル金ゴム VP刈	L G S	(改修後) 現況のまま		現況のまま			
						R C	(改修後) 現況のまま							
		R C	(改修前) 50角磁器質モザイクタイル 撤去	(改修前) 100角形タイル貼 一部撤去	—	R C	(改修前) モクル金ゴム VP刈	L G S	(改修前) ケイカル板厚5 目透し VP塗		塗装	2550	トイレブース撤去新設	
		R C	(改修後) 抗菌50角磁器質モザイクタイル 新設	(改修後) 100角形タイル貼 一部新設	—	R C	(腰壁) モクル金ゴム VP刈	L G S	(改修後) 現況のまま		現況のまま		便器撤去新設、シャワーカーテン撤去新設	
						R C	(改修後) 現況のまま		(一部下がり天井) ケイカル板厚5 目透し EP塗 新設				汚垂石新設(男子便所)	
		R C	(腰壁) 現況のまま			R C	(腰壁) 現況のまま							



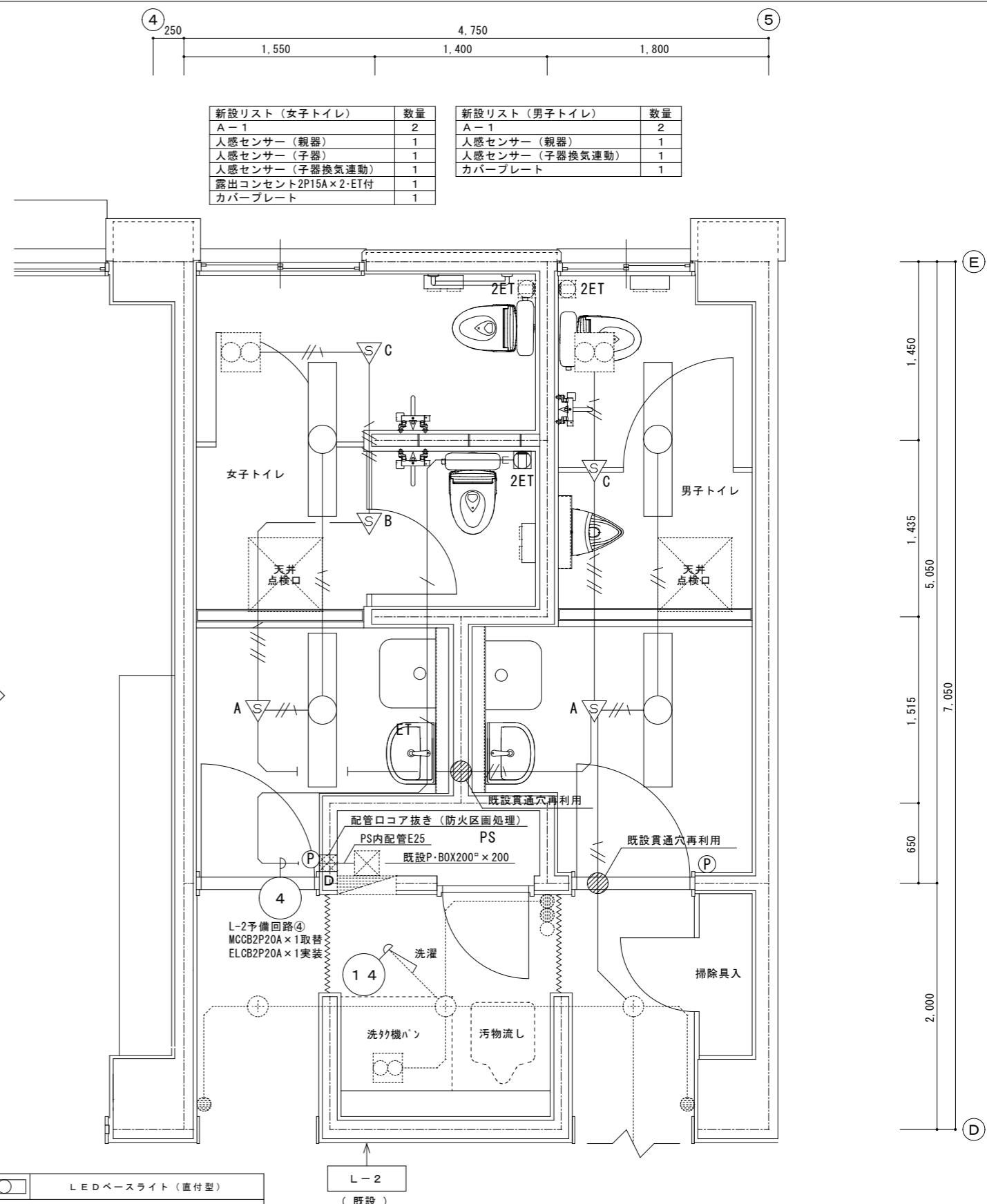


改修前 校舎棟2階 トイレ平面図 1/30



凡例 (改修前)	
記号	名称
××	本工事でさわらない配管配線を示す。
××	本工事で撤去を行う配管配線を示す。
○○	本工事でさわらない照明器具を示す。
□×	本工事で撤去を行う照明器具を示す。
◎	本工事でさわらないスイッチを示す。
●	本工事で撤去を行うスイッチを示す。
■	本工事でさわらない分電盤を示す。
配線凡例	
記号	概要
VV F 1. 6-2 C	
VV F 1. 6-3 C	
VV F 1. 6-3 C・内1芯アース	
VV F 2. 0-3 C・内1芯アース	

改修後 校舎棟2階 トイレ平面図 1/30



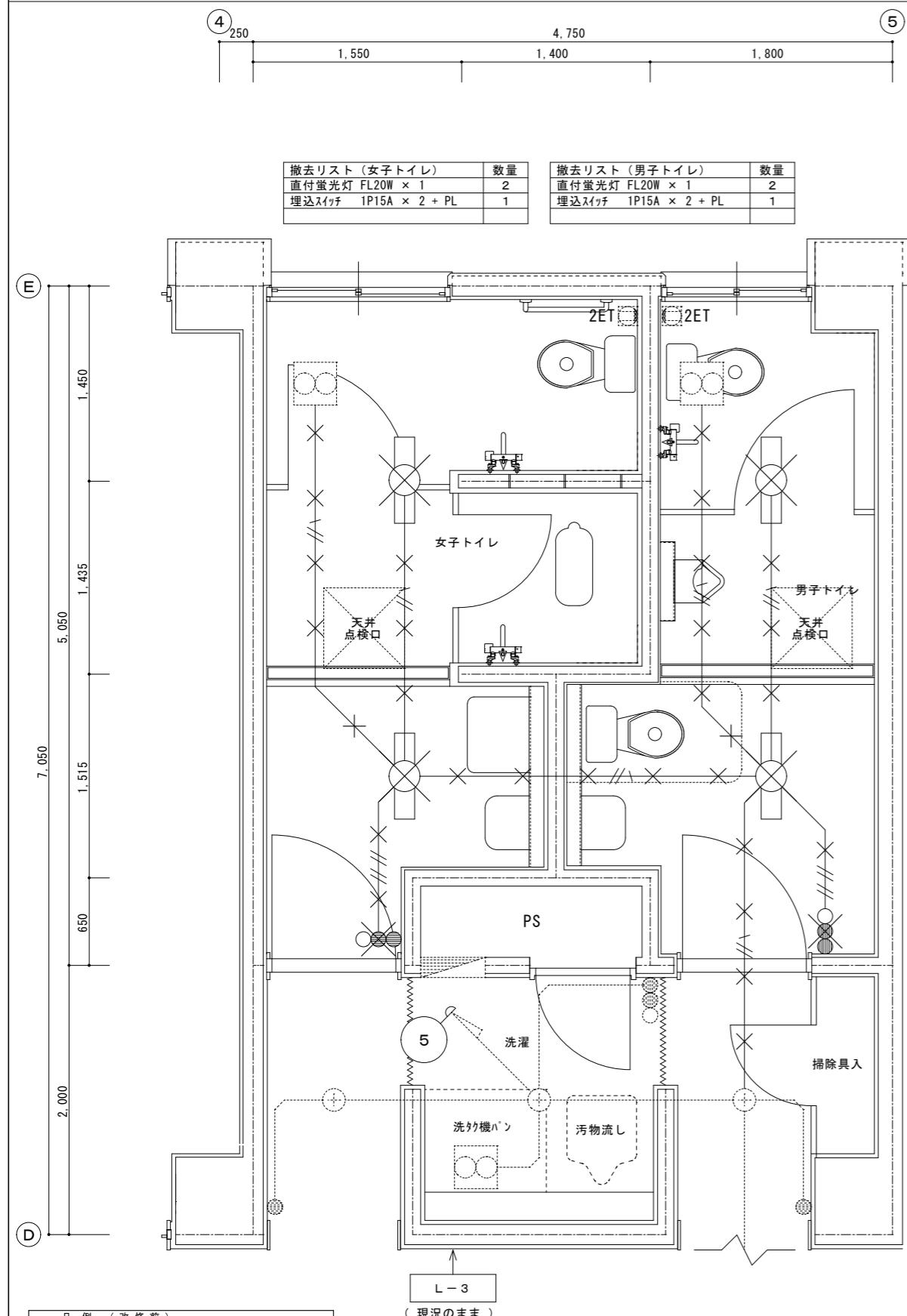
凡例 (改修後)	
記号	名称
---	本工事でさわらない配管配線を示す。
---	本工事で新設を行う配管配線を示す。
○○	本工事でさわらない照明器具を示す。
□	本工事で新設を行うスイッチを示す。
◎	本工事で新設を行う人感センサー親器を示す。
●	本工事で新設を行う人感センサー子器を示す。
▽ A	本工事で新設を行う人感センサー子器を示す。
▽ B	本工事で新設を行う人感センサー子器換気連動を示す。
○ P	本工事で新設を行う露出行カバーブレードを示す。
□ P	本工事で新設を行う露出行コンセントを示す。
■ D	本工事で配管口穴開・コア抜き箇所を示す。
■ P	本工事でさわらない分電盤を示す。

配線凡例

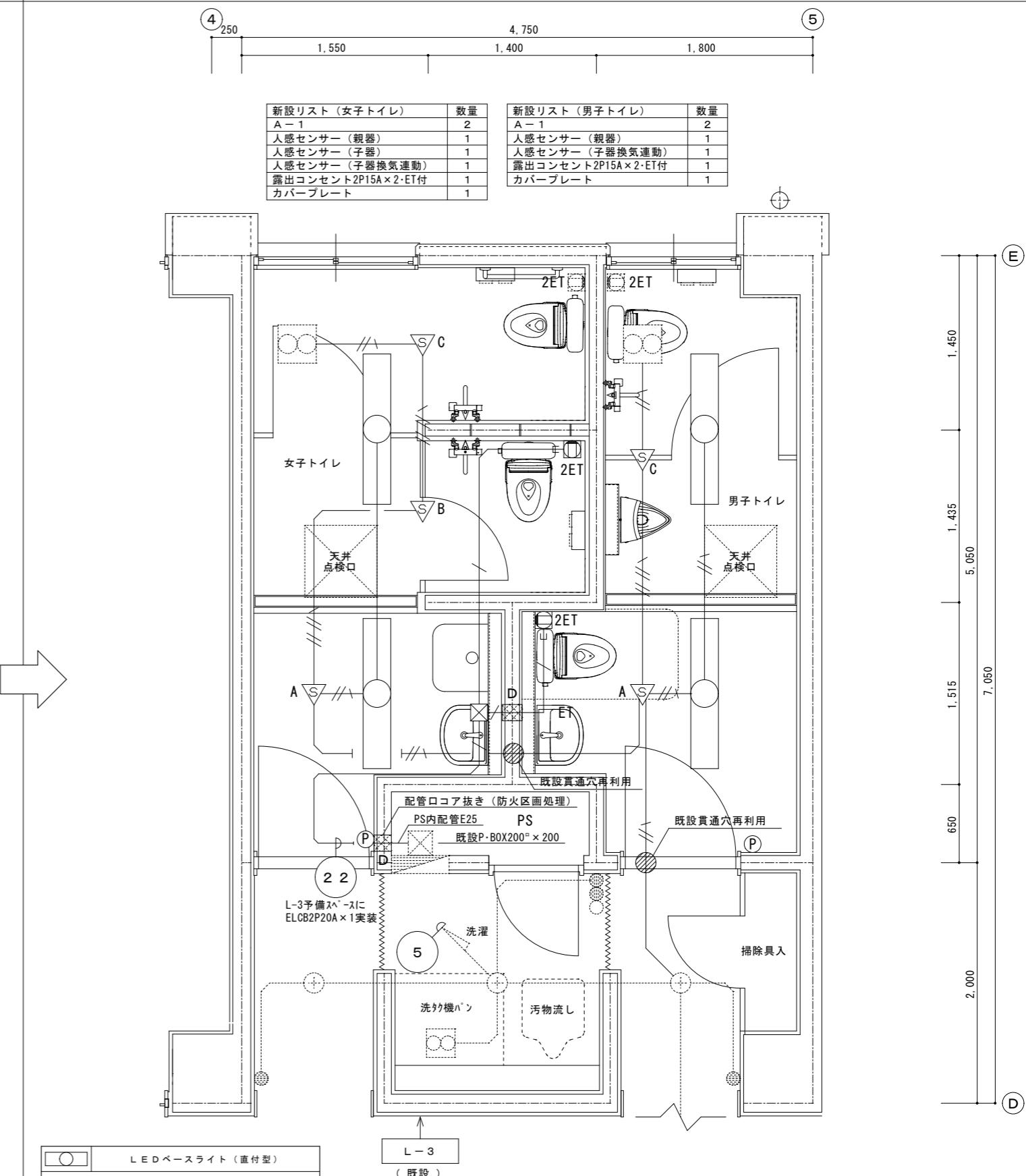
記号	概要
//	EM-EEF1.6-2C (コロガシ配線)
//	EM-EEF1.6-3C (コロガシ配線)
//	EM-EEF1.6-3C・内1芯アース (コロガシ配線)
//	EM-EEF2.0-3C (コロガシ配線)
/	EM-EEF2.0-3C・内1芯アース (コロガシ配線)

1. 配線下立上露出部はメタルモールA型にて保護する。  
2. 既設露L-2予備回路④のブレーカーMCCB取替を行い、回路④として利用とする。

改修前 校舎棟3階 トイレ平面図 1/30



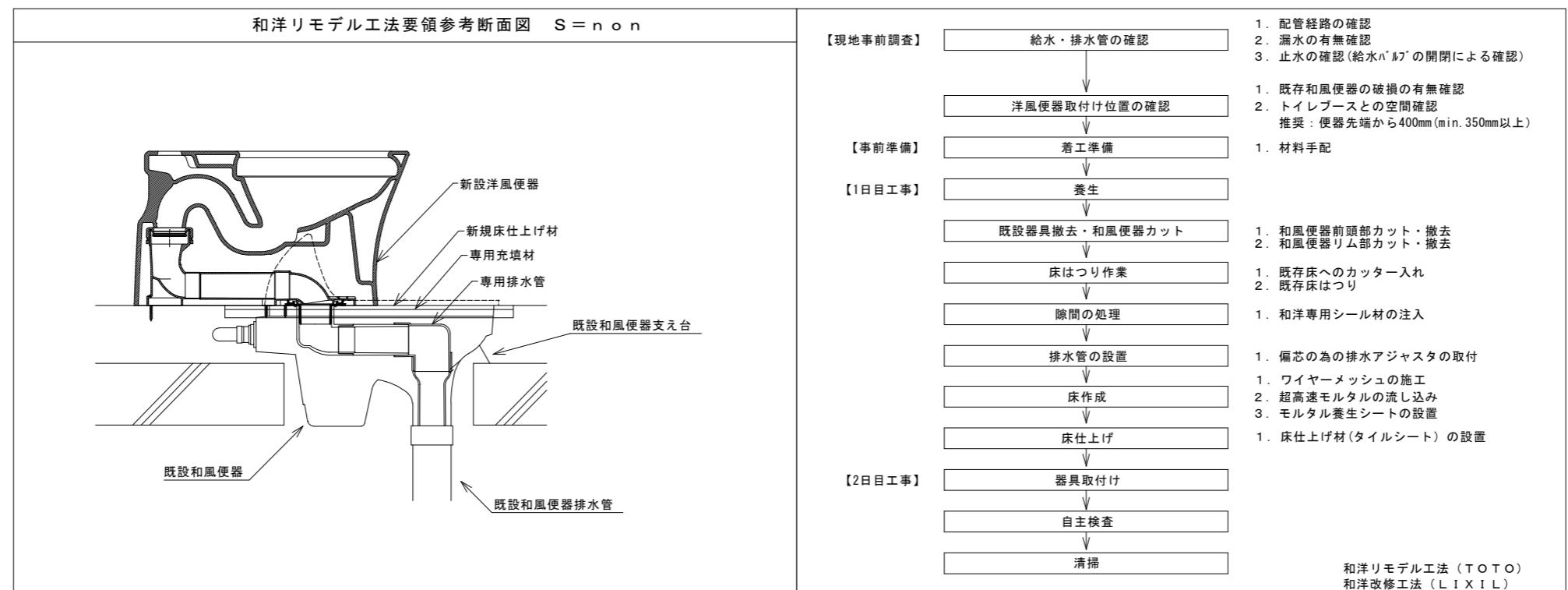
改修後 校舎棟3階 トイレ平面図 1/30



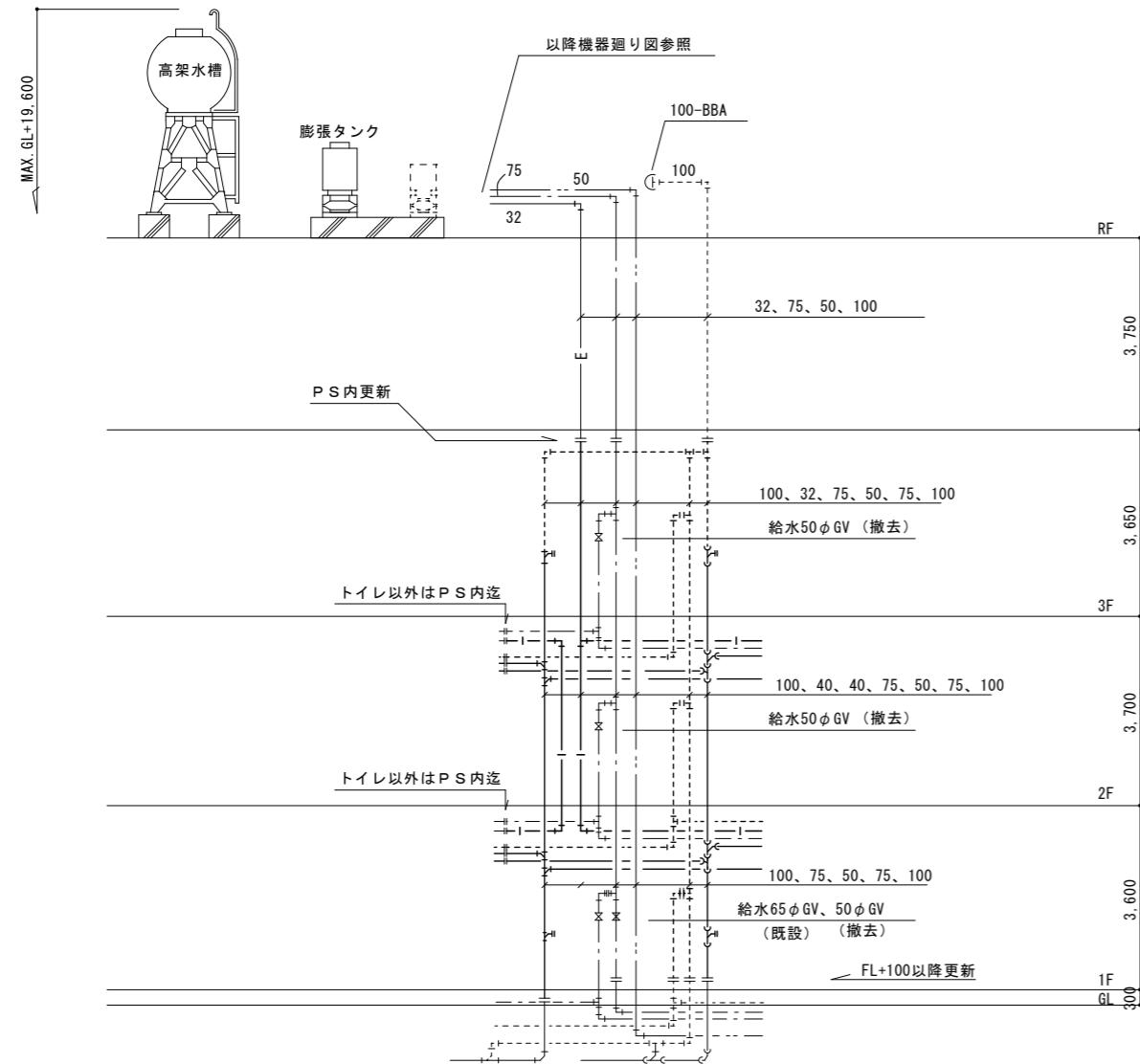


## 衛生器具表

器具名	記号又は品番			附属品(TOTOの場合)	校舎棟					合計		
	国交省記号・標準図符号	TOTO品番			2階		3階					
		男子トイレ	女子トイレ		男子トイレ	女子トイレ	男子トイレ	女子トイレ	洗濯			
洋風便器①	CFS498BMCK	BC-P110HMA	パブリック向けコンパクト床置便器・フラッシュタンク式・リモ델対応・給水延長用接続ホース・その他付属品一式			1				1		
洋風便器②	CFS498BMCK	BC-P110HMA	パブリック向けコンパクト床置便器・フラッシュタンク式・リモodel対応・給水延長用接続ホース・補高便座(EWC441N)・その他付属品一式		1	2	1	2		6		
温水洗净便座	TCF5554AUPR	CW-PA11FLQB-NE	便ふたなし、AC100V-409W		1	2	2	2		7		
棚付2連紙巻器	YH702	CF-AA64S			1	2	2	2		7		
背毛たれ	EWC383CR	KFC-271T1U2	固定金具(T110D3R)		1	2	1	2		6		
自動洗净小便器	UFS910W	U-A31MP	低リップ・床排水ソケット(HP910)・自己発電タイプ		1		1			2		
洗面器	L210C	L-176UAN	台付自動水栓(TLE26SS1W/自己発電タイプ)、床排水金具(TLDP2105JA) バックハンガー(TL250D)		1	1	1	1		4		
シャワー水栓	TMN40TY1	BF-KA147TSG	壁付、サーモスタット		1	2	1	2		6		
掃除用流し	S210	SK22A	横水栓(T23AEQ20C)、床排水金具(T37SGEP)、止水栓(TN114) バックハンガー(T9R)、リムカバー(TK22)		1	1		1		3		
汚物流し	SKL330HNNN	S-207NM1NNRP	FV(TV560QAP)、レバー式自在水栓(TK133EQ13C)、床排水フランジ 既設取替用						1	1		
床排水金具	T5B-50				1	2	1	2		6		
床上掃除口	COB-100					1		1		2		
			(注記) 1. 衛生器具は標準付属品一式を含む。									

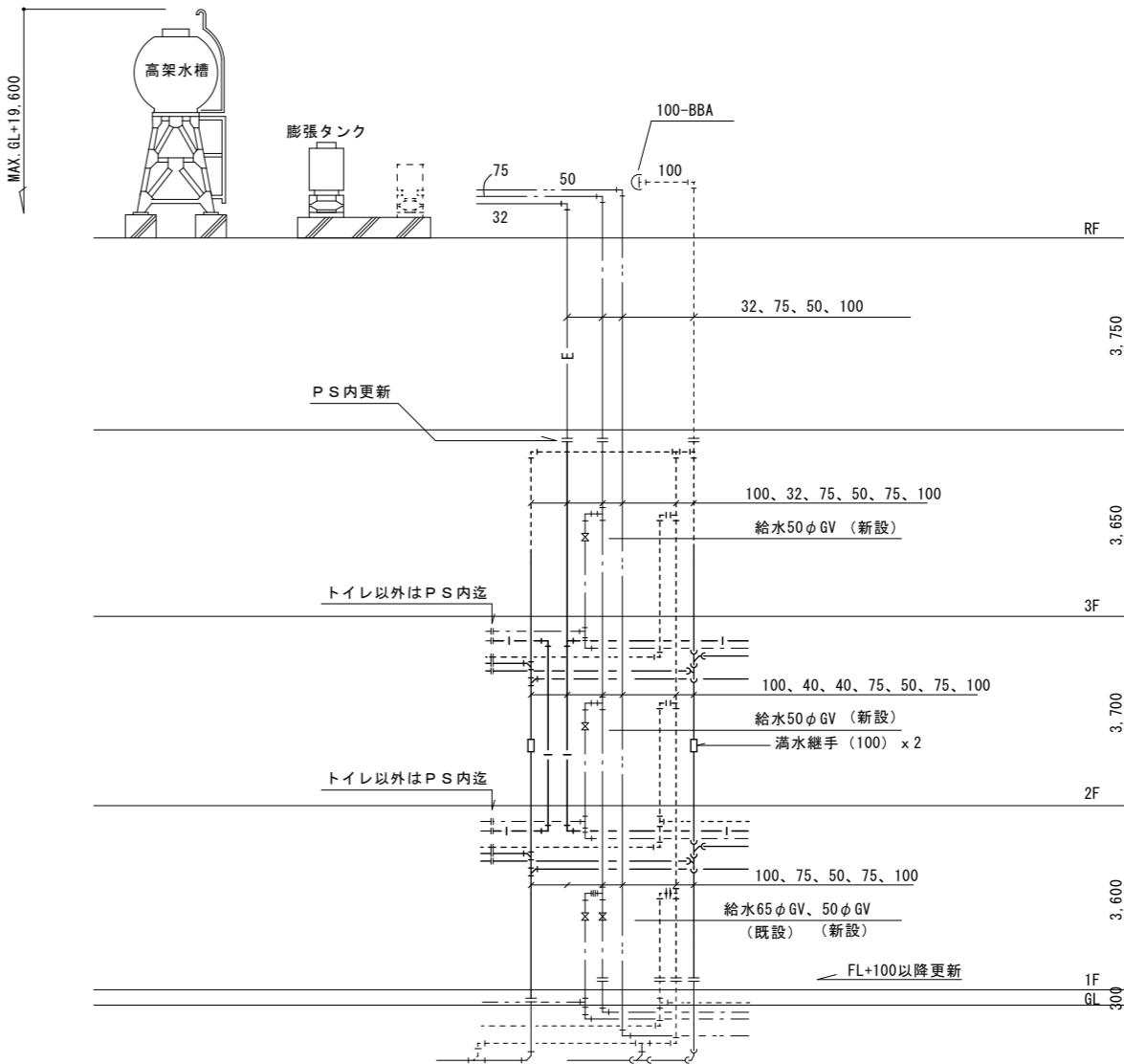


凡 例	
—	: 給水管
—	: 排水管
—	: 給湯管
—	: 通気管
—	: 雜排水管
—	: 汚水管
—	: 膨張管



立管系統図（改修前）

凡 例	
—	: 撤去
—	: 既設



立管系統図（改修後）

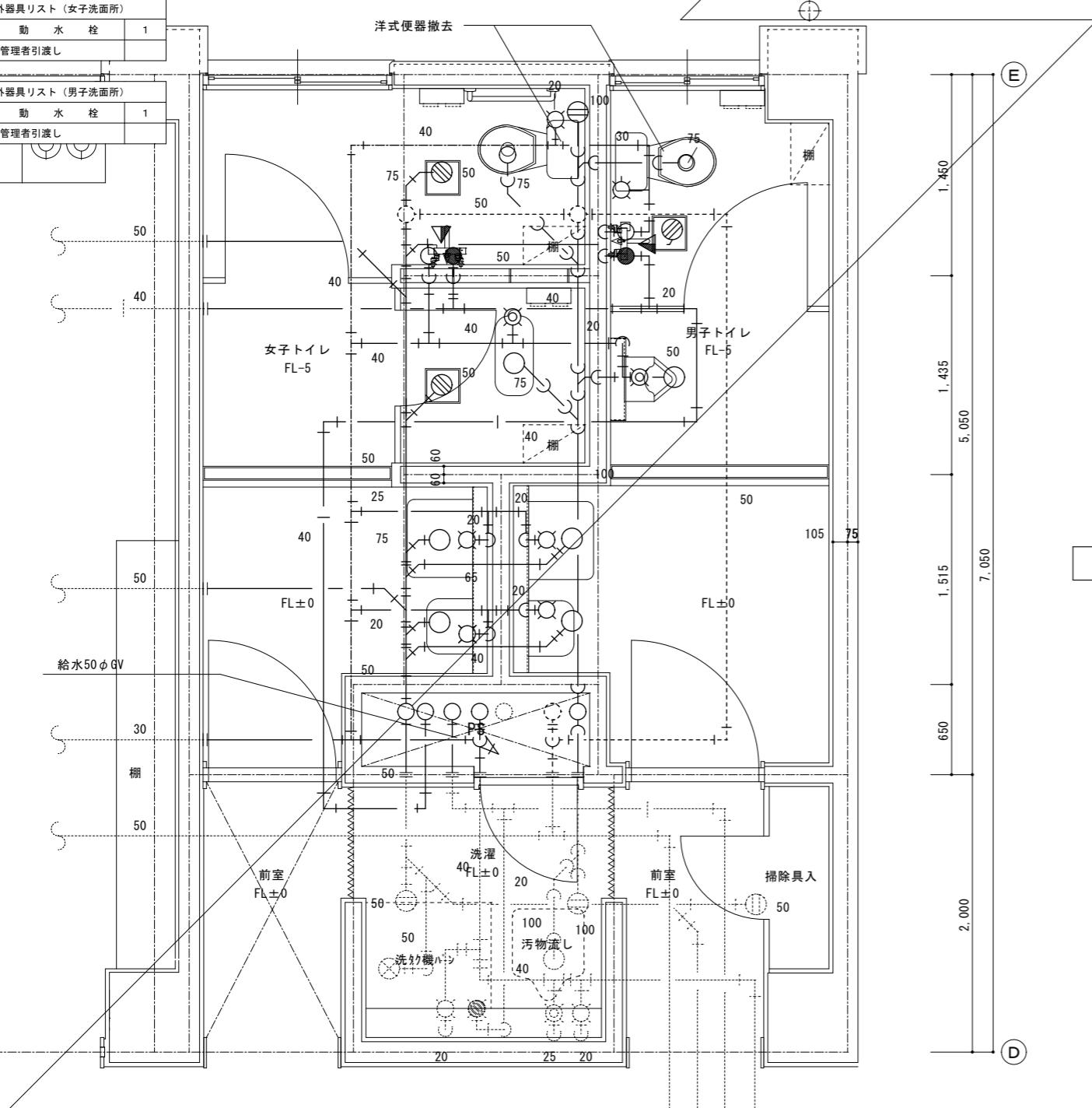
凡 例	
—	: 新設
—	: 既設

改修前 校舎棟 2階平面詳細図 1 / 30

撤去器具リスト (女子洗面所)	
洗面器	1
撤去器具リスト (女子トイレ)	
洋風便器	1
温水洗净便座	1
和風大便器	1
小便器	1
紙巻器	2
紙巻器	1
掃除用流し	1
シャワーバス栓	1
床排水トラップ(50A)	2
床上掃除口(100A)	1
撤去器具リスト (男子洗面所)	
洗面器	1
取外器具リスト (女子洗面所)	
自動水栓	1
※管理者引渡し	
取外器具リスト (男子洗面所)	
自動水栓	1
※管理者引渡し	

撤去器具リスト (男子トイレ)	
洋風便器	1
温水洗净便座	1
和風大便器	1
小便器	1
紙巻器	1
紙巻器	1
掃除用流し	1
シャワーバス栓	1
床排水トラップ(50A)	1
床上掃除口(100A)	1

100、40、40、75、50、75、100  
P.S内立管も更新



## 凡例

工事概要  
・図示不要な衛生器具及び配管部を撤去する。  
・不要な配管のうち、壁埋設配管は現状のままする。

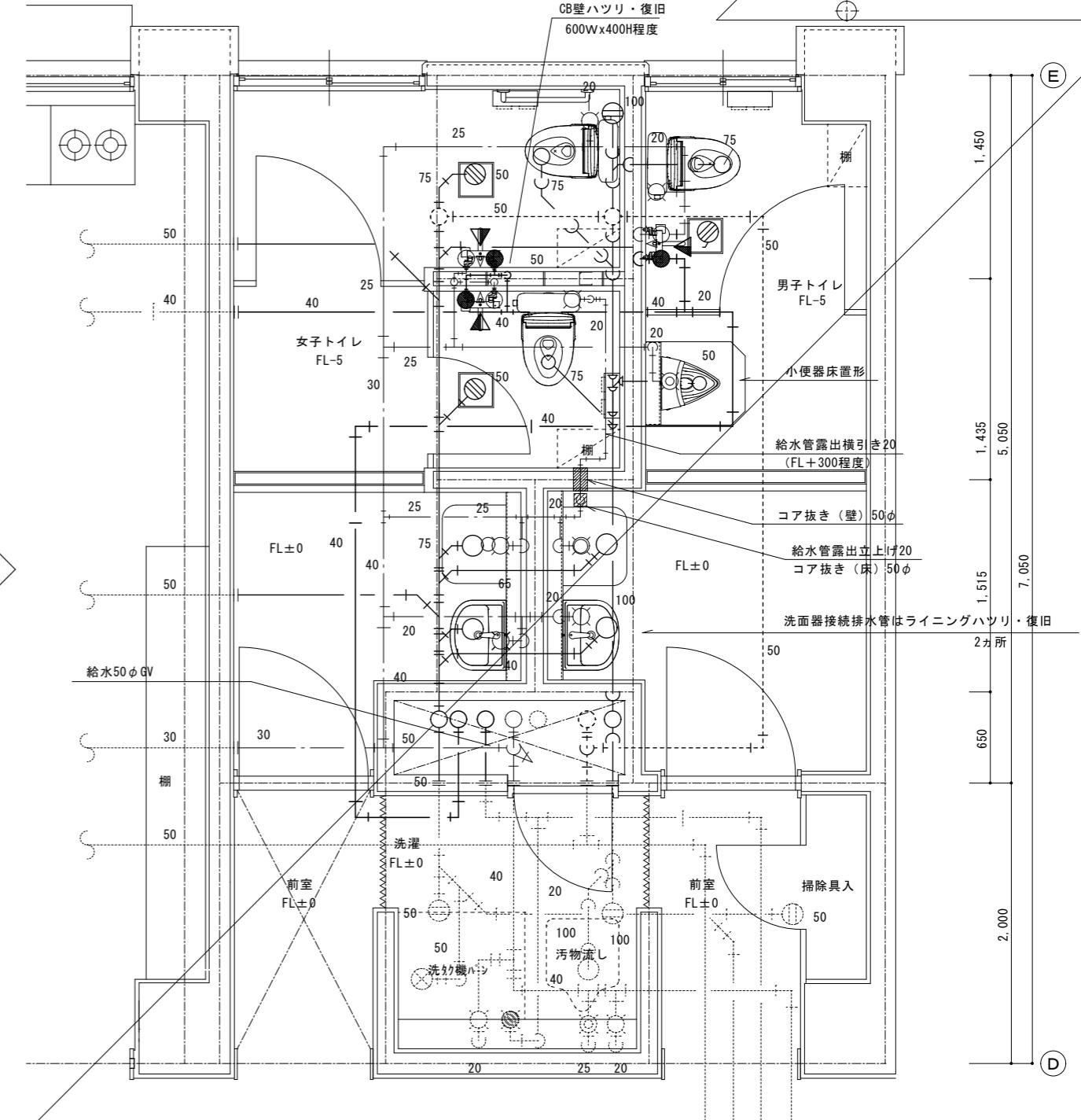
— : 撤去  
- - - - : 既設

改修後 校舎棟 2階平面詳細図 1 / 30

新設器具リスト (女子トイレ)	
洋風便器②	2
温水洗净便座	2
棚付二連紙巻器	2
洗面器	1
掃除用流し	1
シャワーバス栓	2
床排水トラップ(50A)	2
床上掃除口(100A)	1

新設器具リスト (男子トイレ)	
洋風便器②	1
温水洗净便座	1
棚付二連紙巻器	1
洗面器	1
自動洗浄小便器	1
洗面器	1
シャワーバス栓	1
床排水トラップ(50A)	1
掃除用流し	1
床上掃除口(100A)	1

100、40、40、75、50、75、100  
P.S内立管も更新



## 凡例

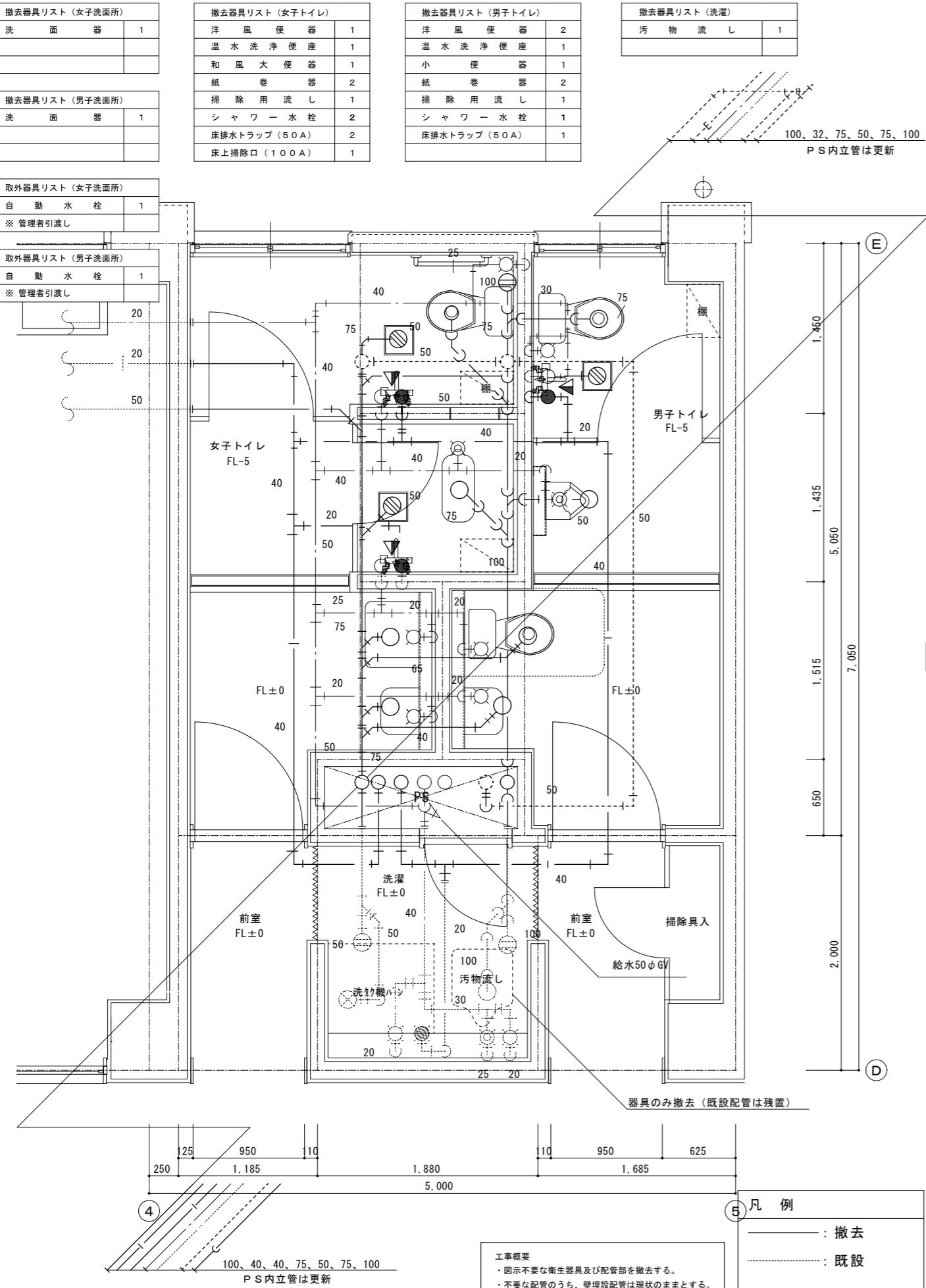
(注記)  
排水管・通気管はすべて耐火二層管とする。  
床スラブ内配管は既設配管の再利用とする。

— : 新設

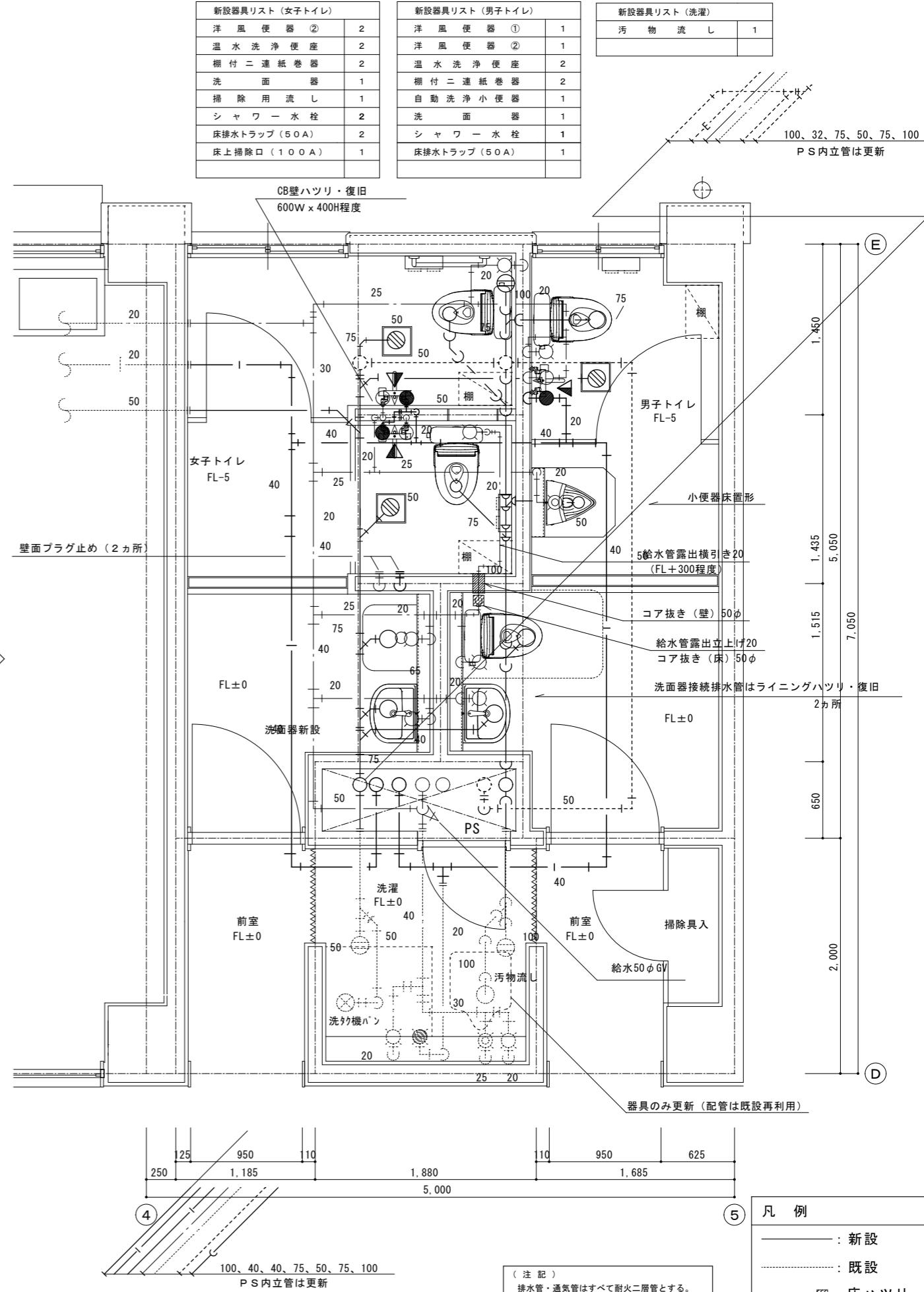
- - - - : 既設

■ : 床ハツリ

改修前 校舎棟 3階平面詳細図 1 / 30



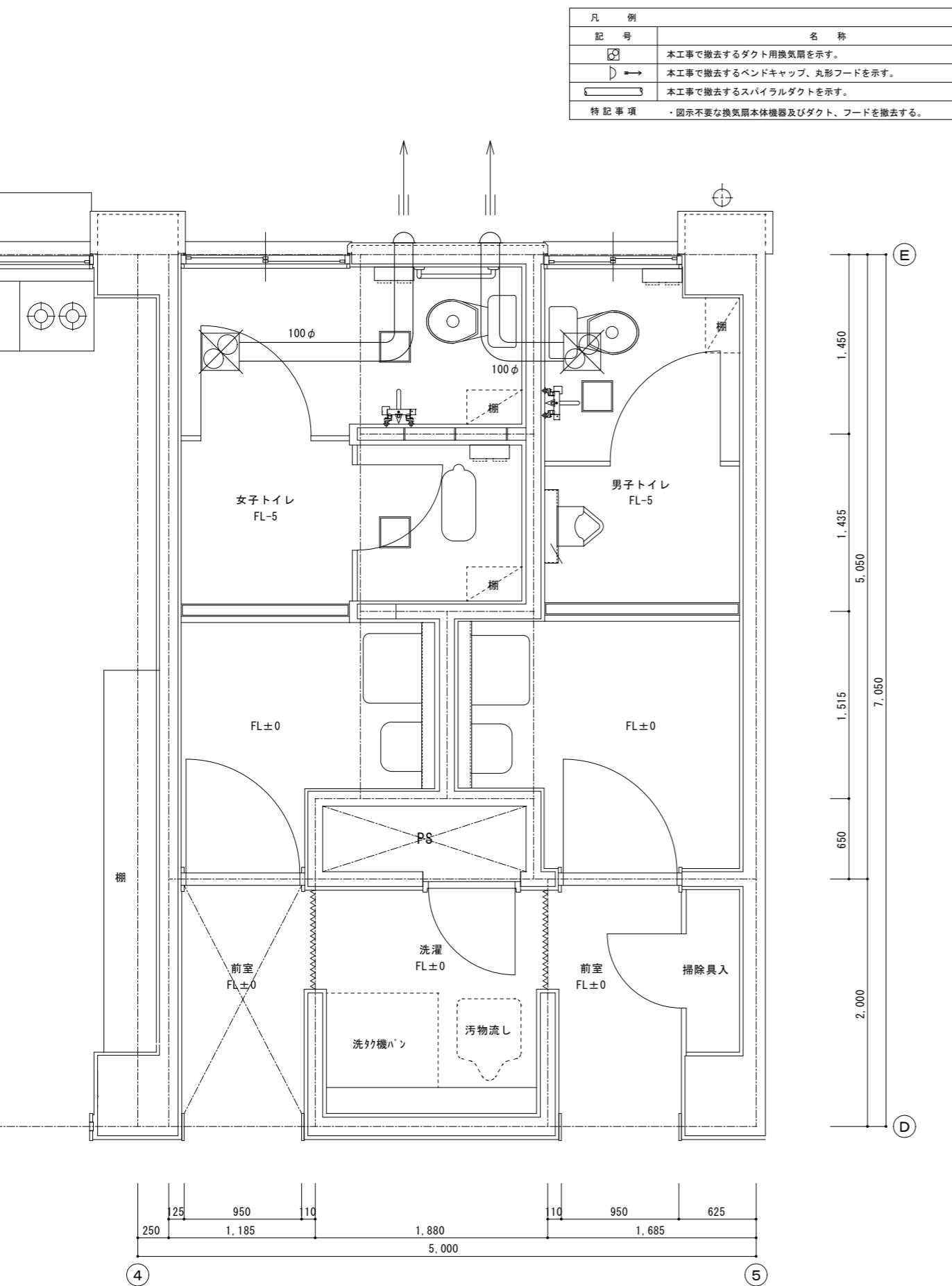
改修後 校舎棟 3階平面詳細図 1 / 30



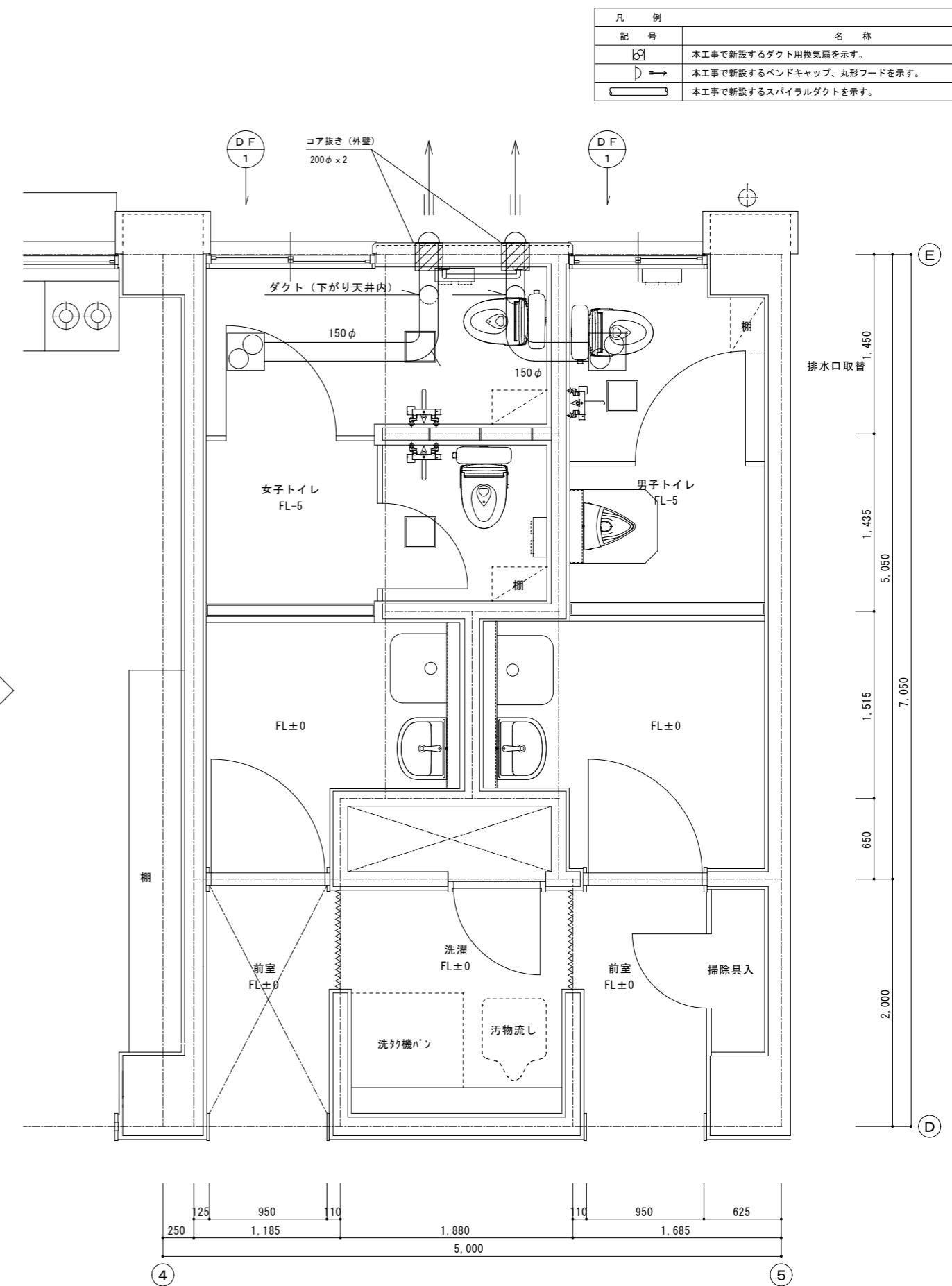
## 換 気 機 器 表

記 号	機 器 名 称	仕 様	電 气 容 量	台 数	校 舍 棟	
					設 置 場 所	
DF 1	ダ ク ト 用 換 気 扇	天井埋込形・サニタリー用・金属ボディ、プラスチックファン・グリル(十字格子タイプ)・低騒音形 230φ × 風量 450m³/h × 100Pa × 接続ダクト 150φ · 風圧式シャッター その他付属品一式共 丸形フード 150φ (ステンレス製・ギャラリ・防虫網付)	1φ 100V 82.0W	4	2階、3階 男子トイレ 女子トイレ	
※特記仕様 1. 換気扇コントロールは人感センサー連動制御(電気工事)とする。 2. 排気ダクトは、スパイラルダクト 0.5t 使用すること。 3. 消費電力は参考値とする。						

改修前 校舎棟 2階平面詳細図 1 / 3 0



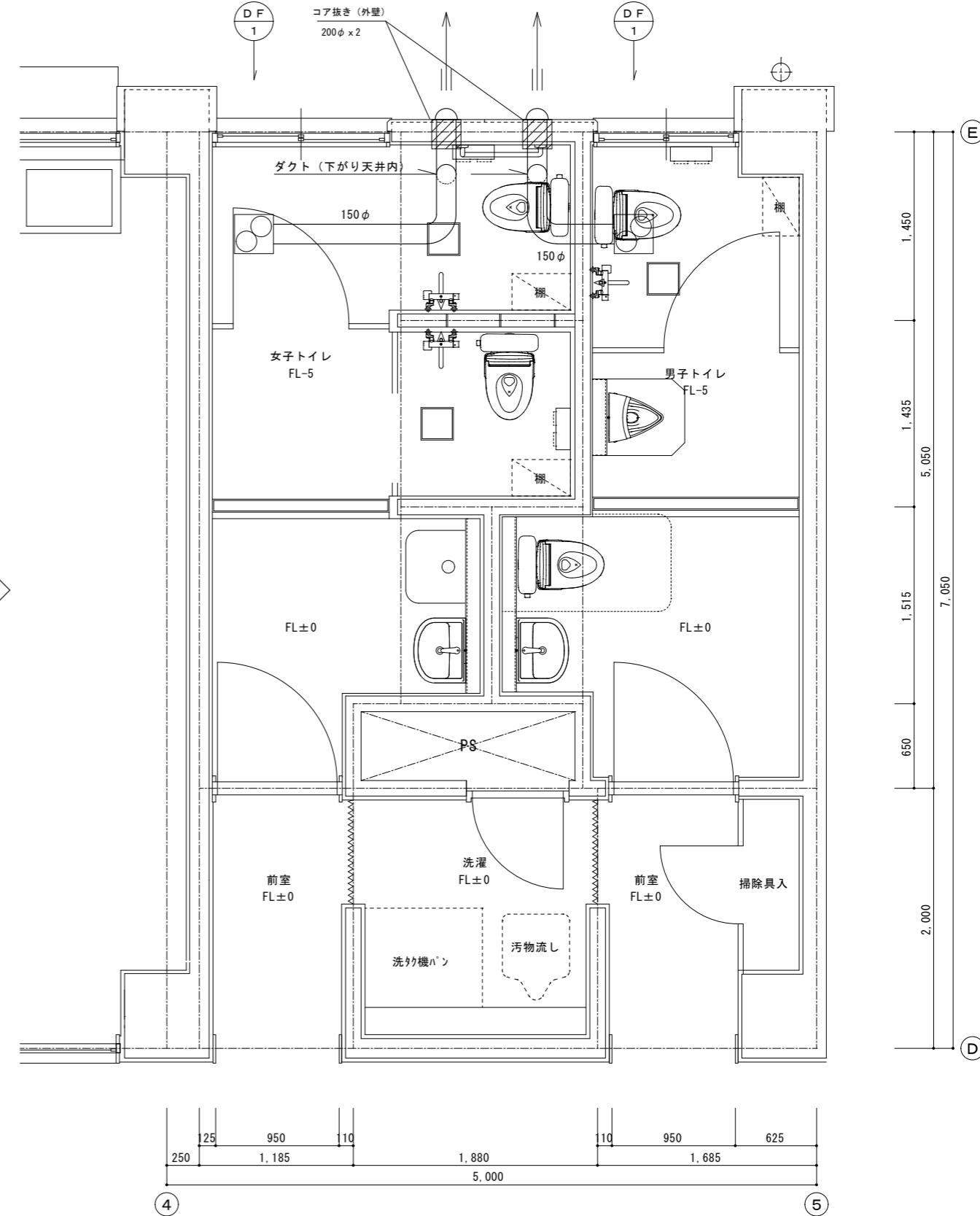
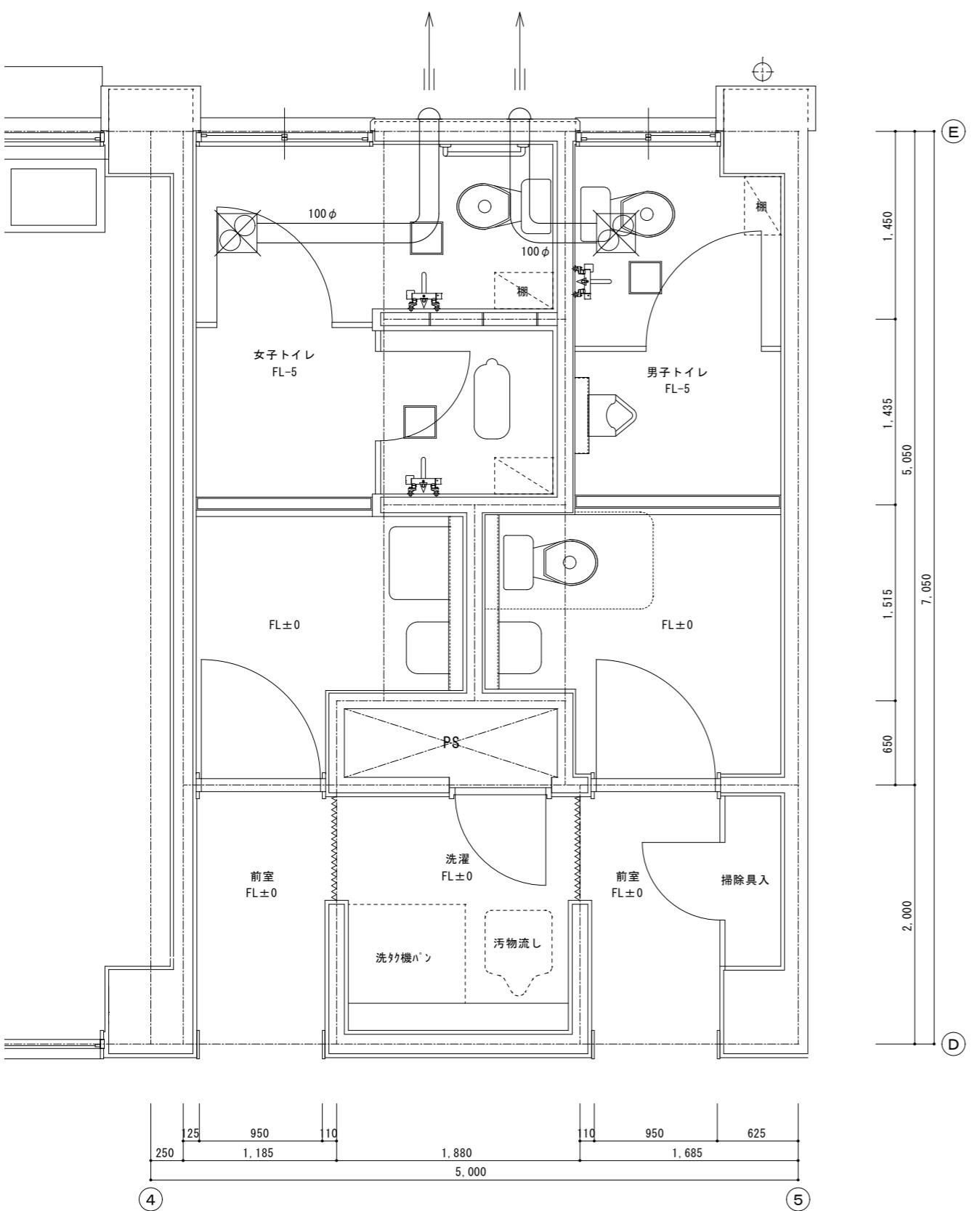
改修後 校舎棟 2階平面詳細図 1 / 3 0



改修前 校舎棟 3階平面詳細図 1 / 3 0

改修後 校舎棟 3階平面詳細図 1 / 3 0

凡 例	
記 号	名 称
□	本工事で撤去するダクト用換気扇を示す。
D →	本工事で撤去するペンドキャップ、丸形フードを示す。
—	本工事で撤去するスパイラルダクトを示す。
特 記 事 項	・図示不要な換気扇本体機器及びダクト、フードを撤去する。



年		月	1ヶ月目(6月)	2ヶ月目(7月)	3ヶ月目(8月)	4ヶ月目(9月)	5ヶ月目(10月)	6ヶ月目(11月)								
共通	打合せ	立会	打合	打合	打合	打合	打合	打合	打合	打合	打合	打合	打合	打合	打合	打合
	承認等	仮設計画承認 内装・建具施工図承認・設備機器承認														
													検査			
施工計画	施工計画	立会 現地調査	打合 施工計画・仮設計画	施工図・機器提出									完了手続			
校舎棟2F・3F (リモデル+)	仮設工事	仮設間仕切・養生														
	撤去工事	間仕切・内装・建具撤去														
	建築工事	現地調査	間仕切・床・天井下地	建具取付	ヨニット取付											
	電気工事	器具撤去 配管撤去	配線工事	器具取付												
	管工事	器具撤去 配管撤去	配管工事	器具取付												
	換気工事	器具撤去 配管撤去	ダクト工事	器具取付												
校舎棟1F (リモデル関連工事)	仮設工事	仮設間仕切・養生														
	撤去工事	搬入部養生														
	建築工事	現地調査	天井下地 天井内装仕上	建具取付	美装											
	電気工事	器具撤去 配管撤去	配線工事	器具取付												
	管工事	器具撤去 配管撤去	配管工事	器具取付												
	換気工事	器具撤去 配管撤去	ダクト工事	器具取付												

### ■施工にあたっての留意事項

- \* 参考として、工事の契約月を6月（1ヶ月目）とした工程表としているが、契約時期に合わせて適宜読み替えて適用すること。また、本工程表は設計時において学校管理者との調整により作成したものであるが、契約時期等における学校行事等の遅延により変動するため、契約後速やかに学校管理者と実工程について協議調整すること。
- \* この改修工事は、日常の学校生活を継続しながらの施工となり、学校の授業、行事等に影響が出ないように十分に配慮しなければならない為、学校の運営に影響のある騒音・振動等を伴う工事は、学校管理者と調整をしながら学校の運営に影響が出ないようにすること。
- \* 学校を使用しながらの改修工事となるため、工事範囲内外を問わず、関わる全ての場所において、整理事務、清潔の保持、仮設物の点検を日常的に実施する等、生徒・学校関係者及び来客者の安全・衛生確保に努めること。
- \* 工程及び作業については必ず事前に学校管理者と調整及び連絡の上、行うこと。
- \* 学校管理者より学校運営の都合上、作業を止めるよう要請があった場合は指示に従うこと。
- \* 学校行事等に支障が出ないよう、機器の納入状況等により施工順序を前後するなど調整すること。